

平成 19 年 6 月 13 日  
於：東京ガーデンパレス

# 第 56 回 定 例 総 会

# 第 105 回 理 事 会

第 1 号議案 平成 18 年度事業報告

第 2 号議案 平成 18 年度決算報告ならびに監査報告

第 3 号議案 平成 19 年度事業計画案

第 4 号議案 平成 19 年度收支予算案

第 5 号議案 平成 19 年度第 1 次補正予算案

第 6 号議案 会則施行細則の一部改正

全国専修学校各種学校総連合会

## 目 次

第1号議案 平成18年度事業報告	P 1
1. 会議の開催 (P 1)	
2. 委員会活動 (P 10)	
3. 「職業教育の日」の推進 (P 14)	
4. 留学生の受け入れの推進 (P 15)	
5. 課程別設置者別部会活動報告 (P 16)	
6. 分野別専門部会活動報告 (P 23)	
7. その他 (P 28)	
1条校化運動に関する決議 (P 30)	
第2号議案 平成18年度決算報告ならびに監査報告	P 31
第3号議案 平成19年度事業計画案	P 40
1. 運動方針 (P 40)	
2. 専修学校の1条校化運動の推進 (P 42)	
3. 事業活動の推進に向けた専修学校等振興議員連盟とのより一層の連携 (P 43)	
4. 会議の開催 (P 44)	
5. 各委員会活動方針 (P 45)	
6. 「職業教育の日」の推進 (P 47)	
7. 広報活動の一層の推進 (P 48)	
8. 課程別設置者別部会活動方針 (P 48)	
9. 分野別専門部会活動方針概要 (P 54)	
※ 平成19年度 年間主要会議日程 (P 56)	
第4号議案 平成19年度收支予算案	P 58
第5号議案 平成19年度第1次補正予算案	P 60
第6号議案 会則施行細則の一部改正	P 62

## 第1号議案 平成18年度事業報告

平成18年度事業計画・収支予算に基づき、活発な活動を展開、専修学校及び各種学校の振興・社会的地位向上を目指して各事業を行った。

特に、6月14日の定例総会では、満場一致で中込三郎会長を再選し、会則改正により総会は6月の年1回、2月は理事会のみの開催となった。

1条校化の推進については、7月に「1条校化推進本部」を立ち上げ、11月には会員に対し周知、啓発を目的とした都道府県協会等及び課程別設置者別部会の代表者による「1条校化推進会議」を開催。

また、12月に改正された教育基本法では、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が「教育の目標」に明記されるなど、大きな進展を得た。

### 1. 会議の開催

#### (1) 定例総会・理事会

＜第55回定例総会・第103回理事会（平成18年6月14日／グランドアーク半蔵門）＞

以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認された。

- 第1号議案 平成17年度事業報告
- 第2号議案 平成17年度収支決算報告
- 第3号議案 平成18年度第1次補正予算案
- 第4号議案 会則の一部改正
- 第5号議案 役員改選

＜第104回理事会（平成19年2月21日／アルカディア市ヶ谷）＞

以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認された。

- 第1号議案 平成19年度事業計画原案
  - 第2号議案 平成19年度収支予算原案
- 「1条校化運動に関する宣言」の提案及び決議（P30添付資料参照）

#### (2) 常任理事会

＜第9回常任理事会（平成18年5月19日／東京ガーデンパレス）＞

以下の事項を審議、協議した。

- 教育基本法の改正について、
- 1条校化のための推進会議準備会（仮称）
- 定例総会への対応（「会則の一部改正案」①名誉職にかかる事項、②定例総会及び理事会にかかる事項について、総会へ提案することを承認）

### <第10回常任理事会（平成18年6月14日／グランドアーク半蔵門）>

第55回定例総会・第103回理事会に提案する以下の議案を審議し、原案・提案のとおり承認された。

- 第1号議案 平成17年度事業報告
- 第2号議案 平成17年度収支決算報告
- 第3号議案 平成18年度第1次補正予算案
- 第4号議案 会則の一部改正
- 第5号議案 役員改選

\*以下、役員改選後

### <第1回常任理事会（平成18年7月24日／グランドヒル市ヶ谷）>

以下の事項を審議、協議した。

- 副会長の選任、常置委員会委員長の報告
- 1条校化推進本部の立ち上げ
- ブロック会議への対応
- その他（「都道府県協会等代表者会議の日程」、「一級建築士の受験資格の見直しをめぐる対応」等）

### <第2回常任理事会（平成18年11月13日／アルカディア市ヶ谷）>

全専協常任理事会との合同会議として開催。以下の事項を審議、協議した。

- 1条校化推進会議（都道府県協会等代表者会議）への対応
- 平成19年度の運動方針の考え方
- 厚生労働省への対応（①公共職業能力開発施設との役割分担、②介護福祉士の資格取得方法等）
- 「幼稚園の教員養成機関としての指定」に関する要望
- 留学生「受け入れに関する自主規約」の改正、並びに「入学及び在籍管理に関するガイドライン」の制定

### <第3回常任理事会（平成19年2月21日／アルカディア市ヶ谷）>

第104回理事会に提出する以下の議案を審議し、原案・提案のとおり承認された。

- 第1号議案 平成19年度事業計画原案
- 第2号議案 平成19年度収支予算原案
- 「1条校化運動に関する宣言」

### （3）正副会長会議

#### <第4回正副会長会議（平成18年4月4日／グランドヒル市ヶ谷）>

全専協正副会長と常置委員会委員長と合同で拡大会議として開催。以下の議題について協議した。

- 1条校化のための推進会議（仮称）の立ち上げについて ほか

\*以下、役員改選後

#### <第1回正副会長会議（平成18年9月6日／アルカディア市ヶ谷）>

常置委員会委員長と合同開催。以下の議題について協議した。

- 常置委員会の構成と活動計画等について
- 1条校化推進運動について
- ブロック会議の開催経過と今後の対応

<第2回正副会長会議（平成19年1月26日／アルカディア市ヶ谷）>

全専協正副会長会議と合同開催。以下の議題について協議した。

- 平成19年度事業計画原案の検討
- 平成19年度収支予算原案の検討

**(4) 1条校化推進本部**

全専各連第54回定例総会（平成18年2月22日開催）において「1条校化運動の推進」が決議されたことを受けて、全専協と合同で以下の会議を開催し、具体的な方策等の検討を行った。

**① 1条校化のための推進会議（仮称）準備会**

<第1回会議（平成18年4月18日／アルカディア市ヶ谷）>

- 1条校化推進のための活動計画等の検討

1条校化に向けた運動を展開するため、「推進本部」と「推進会議」を組織することを決定し、それぞれの活動内容等の検討を行った。

<第2回会議（平成18年5月19日／東京ガーデンパレス）>

- 教育基本法の改正について

「与党教育基本法改正に関する協議会」が「教育の目標」の条文のなかに「職業教育の重要性」を盛り込む方針であることを踏まえ、今後の対応について検討を行った。

- 1条校化の運動のあり方について

ブロック会議での趣旨説明の方向性について検討を行った。

- 組織の名称・役割について

検討の結果、運動の具体的な戦略の企画・策定等を行う「1条校化推進本部」、ならびに会員への周知啓発及び議連への働きかけ等を行う「1条校化推進会議」を組織することとなった。

**② 1条校化推進本部**

<第1回会議（平成18年7月14日／ルポール麹町）>

- 1条校化推進本部の立ち上げ

中込会長より、推進本部を常任理事会に所属する特別委員会として位置づけて正式に立ち上げ、10名程度の委員で活動していくことが報告された。

- ワーキング担当と活動方針

「制度検討」（教育基本法改正を含む関係法令の調査・分析、1条校化による専修学校の制度像《答申案》の検討、文部科学省との協議等）、「制度啓発」（会員に対する説明用資料の検討、周知啓発の計画の検討、会員からの意見・要望の取りまとめ等）、「涉外折衝」（議連に対する陳情用資料・陳情計画の検討等）の各ワーキング担当を決定した。

○ 1条校化の運動をめぐる制度上の論点整理

既存の1条校との制度上の整合性等を考慮し、1条校化の推進方策について検討を行った。

<第2回会議（平成18年9月6日／アルカディア市ヶ谷）>

○ ブロック会議の開催経過と今後の対応

1条校化運動に対する各ブロック会議の意見・反応等を報告し、今後の対応について検討を行った。

○ 1条校化の運動をめぐる制度上の論点の検討

1条校化推進の論点にかかる基本的な考え方について検討を行った。

○ 今後の活動について

都道府県協会等代表者会議（11月22日）を1条校化推進会議として位置づけ、議連との懇親会を開催することを決定した。

<第3回会議（平成18年10月19日／アルカディア市ヶ谷）>

○ 1条校化推進会議の運営

1条校化推進会議の運営・進行計画、専修学校等振興議員連盟役員会に提出する要望書の文案について検討を行った。

○ 1条校化の運動をめぐる制度上の論点の検討

1条校化推進の論点にかかる考え方について協議し、今後の検討課題を整理した。

○ 今後の活動について

各都道府県での1条校化推進に向けた決議、議連の設立等を呼びかけること、理論構築に向けた基礎資料の作成のための専門学校・高等専修学校の実態調査を実施すること等について検討を行った。

<第4回会議（平成18年11月13日／アルカディア市ヶ谷）>

○ 1条校化推進会議の運営について

1条校化推進会議の運営・進行、配布資料等について検討を行った。

○ 今後の活動について

次回の推進本部会議で文部科学省の寺門成真専修学校教育振興室長との勉強会を行うことを決定した。

<第5回会議（平成18年12月6日／都市センターホテル）>

○ 文部科学省寺門成真専修学校教育振興室長との勉強会

1条校化の実現を図る上での主な論点について、寺門室長と意見交換、質疑応答を行った。

○ 今後の予定

専門学校実態調査の調査項目の検討、1条校化運動にかかる平成19年度事業計画の骨子の検討を行った。

<第6回会議（平成19年1月26日／アルカディア市ヶ谷）>

○ 教育基本法の改正について

平成18年12月22日に公布、施行された「教育基本法」について内容を確認した。

○文科省との勉強会を踏ました制度設計の考え方について

1条校化の制度設計と私立学校振興助成法との関係など、今後の運動の考え方について協議を行った。

○今後の活動計画について

1条校化運動にかかる平成19年度事業計画案の検討を行った。

〈専修学校等振興議員連盟臨時総会への陪席（平成19年3月7日／自由民主党本部）〉

全専各連・全専協正副会長等とともに1条校化推進本部委員が陪席し、1条校化運動の状況を報告するとともに、「専修学校の1条校化にかかる制度設計上の要点」について説明を行った。

また、文部科学省より専修学校の学校教育法における位置づけや制度説明、専修学校の1条校化にかかる今後の見通し等について説明が行われた。

**(5) 1条校化推進会議（都道府県協会等代表者会議）**

11月22日、東京・赤坂プリンスホテルにおいて、平成18年度運動方針である「1条校化推進」の全国的な周知、啓発等を図ることを目的として「都道府県協会等代表者会議」を「1条校化推進会議」と位置づけて開催。1条校化の推進について、以下のとおり報告、意見交換を行った。

○運動方針の概要（①目的、②方向性等）

○制度設計の具体化に向けて想定される論点例（①設置者、②課程・修業年限、③所轄庁、④自己点検・評価、⑤設置基準、⑥経常費助成）、1条校化実現までの運動期間等

○対外的な折衝・要望活動について（①議連役員会への対応、②都道府県協会等ごとの運動《議連の設立》）

また、会議終了後には、専修学校等振興議員連盟役員会、懇談会が開催され、本連合会からも多数陪席し、1条校化に関する要望を行うとともに活発な意見交換等を行った。

**(6) 課程別設置者別部会代表者会議**

12月4日、東京・グランドアーク半蔵門において、全国学校法人立専門学校協会、全国個人立専修学校協会、全国高等専修学校協会、全国各種学校協会の代表者及び財務委員会と合同で開催。

各課程別設置者別部会の平成18年度活動状況と平成19年度活動方針を説明し、平成19年度の協会運営費の算定について意見交換を実施した。

**(7) ブロック会議**

各ブロック主催会議として全国9ブロックにおいて以下のとおり開催された。（大会決議等を行ったブロックについて、決議事項・要望事項を掲載）

〈北海道ブロック（9月28日（木）～29日（金）／北海道・札幌ガーデンパレス）〉

〈東北ブロック（9月7日（木）～8日（金）／山形県・ホテルメトロポリタン山形）〉

〈南関東ブロック（10月20日（金）／神奈川・崎陽軒）〉

〈北関東信越ブロック（8月28日（月）～29日（火）／群馬県・ホテル櫻井）〉

#### 決議事項

昨年開催された専修学校制度制定30周年記念式典は、全国会員校の団結と熱意により盛会のうちに挙行された。そこにおいて、全専各連は大きな目標を掲げ、更なる発展に向け力強い第一歩を踏み出した。

この記念すべき年にあたり、本大会は「全専各連の運動方針と1条校化の推進」をテーマに開催した。

専修学校各種学校の経営環境は少子化・大学全入時代を迎え非常に厳しい状況にある。

現在、我々にとって最大の目標は1条校化問題である。専修学校誕生からすでに30年が経過して卒業生900万人、在校生80万人を擁し、大学に次ぐ高等教育機関となった。

更に我が国唯一の職業教育機関として社会に果たす役割は顕著なものがあり、社会・企業より高く評価もされている。

この専修学校がいまだに「学校」として法的に位置づけられていないことに法的不整備を感じるものである。

これらの変化に呼応し北関東信越ブロック関係者が一堂に会し、英知を結集して、希望の灯火をともし、専各校の一層の発展を期しあうことこそ、本ブロック大会の大きな意義であると確信し下記の事項を強く要求する。

#### 記

- ① 現行制度における他の学校種との格差を解消するために、専修学校を中心として学校教育法第1条に規定される「学校」とすることを求める。
- ② 国・県等行政機関は我が国において高等教育の一翼を担う専修学校及び各種学校に対しふさわしい公的助成及び地方交付税の拡大、税制上の優遇措置を講ずること。
- ③ フリーター・ニート等対策の「若者の自立・挑戦プラン」「キャリア教育総合計画」、社会人等対策の「キャリアアップ支援事業」等へのわれわれの取り組む諸事業に対し関係省庁は必要に応じて公的助成を含む必要な制度の制定を積極的に進めること。
- ④ 生涯学習社会において誰もが職業にかかる学习機会を充実していくよう職業教育体系を構築し、職業教育機関として専修学校各種学校教育の振興とより一層の社会的評価の向上が図られるよう要望する。
- ⑤ 自己点検・自己評価を推進することによって1条校との格差是正を求めると共に時代の流れに対応した開かれた学校運営に努め社会的地位の向上のため自己点検・自己評価の実施に努力する。

〈中部ブロック（8月24日（木）～25日（金） 静岡県・松風閣）〉

#### 決議事項

今、時代は、専修学校・各種学校に追い風が吹いている。高等専修学校卒業者の大学入学資格の付与又専門学校卒業者の専門士称号の付与や大学編入学、昨年9月

には、高度専門士称号の付与並びに大学院入学資格の付与等の制度改正が行われた。

近年の専門学校は、職業現場で求められる知識・技能等の高度化を背景に、教育内容が高度化し、修業年限の長期化が進んでいる。それに対応する為には、柔軟な思考力と創造力を有する人材の育成が必要である。そのためには、教職員の資質の向上を図るための高度な研修が必要となる。

「1条校化運動」が全国規模で展開されているなか、専修学校・各種学校自身が社会的評価を高める施策を積極的に推進することが肝要である。

又、団塊の世代の大量退職者が見込まれる2007年問題を念頭に、彼等の社会貢献意欲をどう地域社会に取り込み、地域活性化へ繋げていくかを生涯学習の視点から検討することが重要である。

この追い風を、絶好のチャンスと捉え、半世紀の歴史と伝統のある中部七県ブロック協議会が一丸となって、専修学校・各種学校の更なる振興・発展の諸施策を、全力を傾注して、推進しなければならない。

今年は、次の半世紀に向けての第一歩となる記念すべき年である。この大会を挑戦の年と位置づけ、以下の諸事項を決議する。

- ① 自己点検・評価の達成率を高め、先導的役割を果たすことと、近い将来実施が予想される第三者評価の対応についての検討を図ること。
- ② 産業界との人材交流（インターンシップ制度）による产学連携教育の推進を図ること。
- ③ 自校の経営理念を確立し、教職員一人一人が学校の発展を推進していくモチベーションをもって行動すること。
- ④ 生涯学習の機会を拡充するため、出前講座、開放講座等を積極的に推進すること。

#### 〈近畿ブロック（7月19日（水）／大阪府・太閤園）〉

##### 決議事項

###### 「1条校化の推進について（その促進について）」

専修学校及び各種学校を中核とする職業教育体系を構築し、現行制度における他の学校種との格差を解消するために、専修学校を学校教育法第1条に規定される「学校」とすることを求め、積極的な要望活動を展開する必要がある。

全国専修学校各種学校総連合会が進めている一条校化について、私たち全国の専修学校等が一致団結してその促進に取り組まなければならないと考える。

#### 〈中国ブロック（7月11日（火）／広島県・広島プリンスホテル）〉

##### 決議事項

昭和22年に制定された「学校教育法」第1章第1条によると「学校」とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校および幼稚園となっている。第82条には「第1条に掲げる以外の教育施設を専修学校」とあり、第83条には「第1条に掲げる以外のもので、学校教育に類する教育を行うもののうち専修学校でないものを各種学校」とある。このことは「専修学校・各種学校」は「学校」ではなく単なる「教育施設」であるという規定である。

専修学校誕生からすでに30年が経過して、卒業生900万人、現在は80万人の在学

生を擁する「専修学校」が、職業教育に果たしている大きな使命は改めて言うまでもなく評価されるべきものと思われる。世界的にも「専門教育の重要性」が叫ばれ、「職業教育の必要性」が認識されている時代に「専修学校」がいまだに「学校」として法的に位置づけられていないことに、矛盾も感じ、法的な位置づけが積年の願望となっている。

1条校と比し「教育補助」の実態は不公平というべきであり、さらに「激甚災害」に対する財政援助の適用にも大きな格差がある。このような実情の改善にはまず「学校教育法」の見直しの1日でも早い実現を期待し、切望するものである。

また昨今は少子化時代といわれ、学生確保のきわめて困難な時代になっている。こうした中で、市中に無認可で簡単に開設された「民間の職業教育施設」があたかも「専修学校」であるかのように見え、一般人に区分すらされていない。むしろ区分もわからないという実情は、専修学校に関する認識の不足であろうが、法的な位置づけの措置とともに、われわれ関係者の自覚と意識の更なる強化・充実を必要としよう。

#### 要望事項

- ① 「各種学校」に関する法的な整備を実施し、「専修学校」として認可されるような方向を早急に検討して欲しい。
- ② 「専修学校」がいわゆる「学校」として位置づけされることの法的な措置を推進して欲しい。
- ③ 「専修学校」「各種学校」が認可された施設であり、一般無許可の施設とは異なることを、周知徹底するようにして欲しい。

〈四国ブロック（8月3日（木）～4日　香川県・高松国際ホテル）〉

〈九州ブロック（7月21日（金）～22日（土）　大分県・ホテル白菊）〉

#### 決議事項

教育、社会経済、地球環境など2006年は激動の中にある。こうした中で私共専修学校各種学校は「職業教育機関」として、多様な分野において実践的、専門的な技術、技能、知識を教授し、社会のその時々のニーズに応え、多くの優秀な人材を世に送り出してきた。いまや専修学校は九州8県で492校、生徒数93,908人を数え、各種学校も179校14,426人と社会的にも認知度が高まり、職業教育機関として評価が定着してきたと共に生涯学習社会においても重要な役割を果たしている。

しかしながら、改善が進まない1条校との格差、私立学校法の改正、専修学校、各種学校設置基準の改正など、私共を取り巻く環境は厳しく多くの課題、社会的責任が課せられている。

本日、九州ブロック大会の名において、下記事項を行政当局並びに全専各連に対して強く要望し、併せて九州ブロック会員校自身が課題の実現に向け奮励努力することを宣言する。

#### 要望事項等

- ① 国・県等の行政機関への要望

ア) 1条校化

学校法人立専修学校の1条校化運動の推進。

個人立専修学校、各種学校については学校法人及び専修学校への移行を容易にできるなどの措置を要望すること。

イ) 制度改革の早期実現

専修学校における教育内容の高度化等の実態、将来の方向性を踏まえて社会にも理解されやすい制度改革、課程別設置基準制度の早期実現を図ること。

ウ) 激甚法の改正

平成17年に発生した福岡県西方沖地震では、福岡県、佐賀県に被害があった。今後の不測の事態を考えて、現行「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」では学校教育法第一条の学校のみが救済対象であるのを、同じ公的教育機関である専修学校、各種学校も救済の対象となるよう激甚法改正を図ること。

エ) 制度的格差の是正

現状の各種学校には、第1条校はもとより専修学校と比較しても税制をはじめ学校及び在学生に対する格差が多くある。それらのは正を要望として活動すること。

- i ) 各種学校生に対する日本学生支援機構奨学金の貸与
- ii ) 国民年金保険料の学生納付特例制度の適用
- iii ) 通学定期に関する調査と格差のは正
- iv ) 各種学校規程の見直し（専修学校では届出事項が、各種学校では認可事項になっている）
- v ) その他の振興対策活動

オ) 年金問題

厚生・共済年金の一元化に関する基本方針案は、年金の官民格差は正を目的に、保険料率の引き上げを現行より厳しくし、公的年金としては初めて年金給付の減額に踏み切るなどの内容となつたため慎重に対応を望む。

② 全国専修学校各種学校総連合会への要望

九州ブロック内にも元気のある専修学校が多くあり、学校経営者、教職員にも優秀な人材が数多い。今後地方分権が推進されるなか全専各連の活動に、より地方の声を反映させるためにも、全専各連役員、委員会委員などに九州ブロック内人材の積極登用、また諸会議研修等の九州開催機会を増やすこと。

③ 九州ブロック内会員校の課題、社会的責任の遂行に向けて

専修学校、各種学校を取り巻く環境は校種規模により異なるが山積する課題のなかから、次の事項を今後の我々の果たすべき重要課題として自覚し、改善を図り一層の社会的責任を果たすべく努力することを申し合わせる。

- ア) 自己点検・評価の積極的な導入の推進
- イ) 改正私立学校法の施行による財務情報の公開に対する対応
- ウ) 個人情報保護法の全面施行で学生生徒の個人情報の適切な取扱い
- エ) 制度整備が議論されているなか、職業教育機関にふさわしい教育内容の質の向上、教職員の資質の向上を図る

## (8) 事務担当者会議

4月20日、東京・アルカディア市ヶ谷において専教振と共に。全専各連の定例総会・理事会資料等をもとに、平成18年度の計画や事業の諸手続を説明するとともに、1条校化推進運動について事務局が説明し、質疑応答が行われた。

## 2. 委員会活動

### (1) 総務委員会

#### ①会議の開催

##### <第13回（平成18年5月29日／アルカディア市ヶ谷）>

- 教育基本法の改正について（これまでの対応、教育基本法案の概要等）
- 第55回定例総会・第103回理事会への対応（資料内容、会議の進行）
- 専修学校等振興議員連盟総会・懇親会への対応について（要望事項、役割分担）
- 1条校化推進本部について（『1条校化の運動方針にかかるQ&A』及び組織について）

\*以下、役員改選後

##### <第1回（平成18年10月2日／アルカディア市ヶ谷）>

全専協総務運営委員会との合同委員会として開催、以下の議題について協議した。

- 活動計画について（平成17年度活動実績と平成18年度活動方針、委員会の役割分担）
- 1条校化推進運動について（平成18年度活動方針、課程別設置者別部会・ブロック会議への対応、都道府県協会等代表者・1条校化推進合同会議への対応）
- 平成19年度文部科学省・厚生労働省関係予算について

##### <第2回（平成18年11月7日／アルカディア市ヶ谷）>

全専協総務運営委員会との合同委員会として開催、以下の議題について協議した。

- 1条校化推進会議（11月22日開催）への対応
- 今後の活動について（平成19年度の活動について、ブロック会議からの要望事項への対応、厚生労働省への対応）

##### <第3回（平成19年1月19日／アルカディア市ヶ谷）>

- 平成19年度運動方針原案の検討（基本方針・重点目標）
- 平成19年度事業計画原案の検討
- ブロック会議からの要望事項への対応
- 1条校化の推進にかかる報告

##### <第4回（平成19年2月8日／アルカディア市ヶ谷）>

- 平成19年度事業計画原案の確認
- 平成19年度収支予算原案の確認
- 平成18年度ブロック会議の決議事項に対する回答文書の確認
- 理事会（2月21日）運営の分担

## ②各担当別活動状況

### i 文部科学省

#### <入学辞退者に対する授業料等の取扱いに関する対応>

11月と12月の2度にわたり最高裁判所は、「3月31日まで入学を辞退した者については、原則として返還する義務を負う」旨の判決を下した。さらに、この判決を受けて、12月28日、文部科学省は「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて（通知）」を関係各所に発出した。この措置を受け、都道府県協会等代表者あてに専修学校各種学校全体の社会的な信頼を損なうことのないよう、会員校が都道府県所管課と相談の上対応を図るよう周知を依頼した。

#### <中央教育審議会大学分科会（第60回）における意見発表>

中央教育審議会大学分科会より、学校教育法改正等に関して関係団体に対し意見発表の依頼があった。2月27日、本会からは1条校化推進担当副会長が出席し、「学校教育法の改正の方向について（高等教育関係）」の意見として、①学校種の目的及び目標の見直し等関係、②学校の評価及び情報提供関係、③大学等の履修証明制度の創設関係について意見発表を行った。

### ii 厚生労働省

#### <公共職業能力開発施設と専修学校との役割分担について>

昨年、総務委員会で実施した調査に基づき、6月12日厚生労働省職業能力開発局の上村隆史局長あてに要望書を提出した。この要望書を受け、同日、厚労省からも都道府県職業能力開発主管部（局）長あてに「公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について」文書が発出された。平成10年3月の合意確認（公共職業訓練施設の設置・改廃、広報活動、名称、授業料等）を徹底するよう求める内容となっている。

#### <技能検定職種等のあり方に関する検討会への参画>

8月10日、「人材立国・日本」の基盤整備一技能・ものづくりが尊重される社会の実現に向けて一と題する「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告が公表された。検討会には総務担当副会長が委員として参画し、『専修学校にかかる受験資格の見直しの提案事項』が盛り込まれた。

#### <日本版デュアルシステム・実践型人材養成システム推進協議会への参画>

「日本版デュアルシステム推進方針」の改訂と、「実践型人材養成システム普及方針」を策定することを目的として新たに「日本版デュアルシステム・実践型人材養成システム推進協議会」が10月に設置され、総務委員長が参画し、日本版デュアルシステムの今後の在り方や実践型人材システムの推進方針について検討した。

#### <実践型人材養成システム実務者検討会議への参画>

上記、推進協議会の下で具体的な運用方針をとりまとめるため設置された“実務者検討会議”には事務局員を派遣し、推進協議会の議論の結果を踏まえた実践型人材養成システム方針の具体的な内容について検討した。

#### ＜ホワイトカラー層に対する離職者訓練コース開発研究会への参画＞

ホワイトカラー層の雇用環境は人材派遣業やIT関連企業の進出に加え、有効求人倍率が上昇する等、質量両面にわたり大きく変化してきている。こうした環境変化に対応し、ホワイトカラー層の就職機会の確保を目指として、幅広く効果的な訓練科目の設定等、委託訓練の質の向上を図るため、生涯職業能力開発促進センター（アビリティーガーデン）に再就職訓練コースの開発を行う研究会が設置され、総務委員の学校の教職員及び事務局を委員として派遣した。同研究会では、訓練コースについて検討し、報告書をとりまとめ公表した。

#### ＜市場化テスト評価委員会への参画＞

市場化テスト（官民競争入札制度）のモデル事業における、入札の際の企画書の評価方法等について検討し、実際の評価を行う『市場化テスト評価委員会』（平成17年2月設置）には総務委員が参画しており、平成17年度のモデル事業の実績評価、市場化テスト対象事業の実施要項などについて議論を行った。

### iii 格差是正

#### ＜電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令の改正への対応＞

総務省が行った「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令案」（行政機関等に対する申請手続の際、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲が拡大される等の改正）についての意見募集に対し、「申請、届出その他手続に必要な電磁的記録を提供する団体」として「私立学校法第3条に規定する学校法人」だけでなく、私立学校法第64条第4項の「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」も追加するよう要望した結果、「電磁的記録を提供する団体」に規定されることとなった。

#### ＜建築士制度見直しにおける一級建築士の受験資格への対応＞

国土交通省の社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で建築士制度の見直しが審議され、検討された素案に対し、建築士制度見直しにおける一級建築士の受験資格を4年制大学の修了者に限定することなく、専門学校修了者にも認めること等を要望書にまとめ、7月13日国土交通大臣に要望した。12月13日「建築士法等の一部を改正する法律案」は可決・成立、20日に交付され、原則2年内に施行することとなっている。なお、施行に向けて、建築士試験の受験資格等については建築士制度小委員会が所管し、12月までに検討内容の報告を行うこととなっている。

#### ＜専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定に関する要望＞

9月15日、構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針において、「専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定」が盛り込まれ、平成18年度中に結論を出すこととなった。本会では、指定する場合の要件について、既に指定を受けた専門学校と比べて厳格化することなく、幅広く認めること等を要望書にまとめ、10月12日文部科学大臣に要望した。なお、文科省においては検討を重ねてきたが、平成18年度内には結論に至らず、引き続き検討することとなっている。

### ＜文部科学省「大学等の審査基準（校地・校舎の借用の場合）改正案」へのパブリックコメント＞

文部科学省では、構造改革特別区域推進本部の決定を受け、特区における「校地・校舎の自己所有を要しない大学等の設置」等について、審査基準の改正案を公表し、1月にパブリックコメントを実施。協議の結果、「専修学校及び各種学校を設置する学校法人等に対して、同様の規制緩和の運用を求める」、「設置認可の弾力化だけでなく、大学等の地域配置、教育の質の保証等の課題を考慮した運用の実施を求める」意見を提出し、各都道府県協会等へも同趣旨の意見の提出を依頼した。なお、専修学校の校地・校舎の自己所有要件の緩和については、3月30日、構造改革特別区域推進本部決定において、『校地・校舎の自己所有を要しない専修学校設置事業』として、平成20年度から全国展開が行われる予定となっている。

### iv 自己点検・評価

自己点検・評価の実施を促し、アンケート調査ならびに調査結果にかかる検討・分析、報告書の作成に協力、さらなる充実に努めた。

### v 広報

全専各連のホームページ内容の充実を図り、予定日程及び最新情報の迅速な掲載を図った。

また、平成17年度から立ち上げた「職業教育ネット」を通じて、「職業教育の社会的認知度の向上」、「ブログを活用した校種を問わない人的交流」、「職業教育に関する研究・成功事例のデータベース化」を進めた。また、広報用のパンフレットを広く配布して、当ホームページの認知度向上に努めた。

「全専各連ホームページ」 URL : <http://www.zensenkaku.gr.jp/>

「職業教育ネット」 URL : <http://www.shokugyoukyouiku.net/>

### （2）財務委員会

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、以下のとおり会議を開催して、前年度の決算及び本年度予算の執行状況等の確認、来年度予算の編成等について協議を行った。

#### ＜第9回（平成18年5月23日／全専各連事務局会議室）＞

- 平成17年度収支決算報告について
- 平成18年度第1次補正予算案

#### ＜第10回（平成18年6月1日／全専各連事務局会議室）＞

- 平成17年度会計監査会への対応

\*以下、役員改選後

#### ＜第1回（平成18年10月23日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 平成18年度仮決算報告について
- 会費徴収状況報告

#### <第2回（平成18年12月4日／グランドアーク半蔵門）>

- 課程別設置者別部会代表者合同会議（平成19年度各部会の活動方針・協会運営費等について）
- 総務委員会正副委員長合同会議（平成18年度活動状況及び平成19年度活動方針等について）

#### <第3回（平成19年1月24日／全専各連事務局会議室）>

- 平成19年度収支予算原案について
- 平成18年度実績報告

### （3）組織委員会

会として迅速かつ円滑な組織運営が図られるよう、以下のとおり会議を開催して、組織の強化や活性化に資する事項、組織見直しに伴う会則改正に関する事項等について協議を行った。

特に「総会の開催数及び理事会の運営に関する会則改正案」、「名誉職規定に関する会則改正案」については、会則及び会則施行細則の一部改正案として取りまとめ、6月の定例総会・理事会に議案提出し、原案どおり承認された。また、「全国専門学校青年懇話会の所管に関する規則」を定めた。

#### <第5回（平成18年4月11日／アルカディア市ヶ谷）>

- 総会の開催数及び理事会の運営に関する会則改正案について
- 名誉職規定に関する会則改正案について
- 全国専門学校青年懇話会の所管に関する規則について

#### <第6回（平成18年5月11日／アルカディア市ヶ谷）>

- 総会の開催数及び理事会の運営に関する会則改正案について（組織の体系的・効果的縮小に向けた取組み方針案）

\*以下、役員改選後

#### <第1回（平成18年12月5日／ホテルルポール麹町）>

- これまでの活動について
- 今後の活動について

#### <第2回（平成19年2月6日／アルカディア市ヶ谷）>

- 今後の活動について（課題について検討し、平成19年度事業計画原案をとりまとめた）

### 3. 「職業教育の日」の推進

平成15年6月の定例総会・理事会で承認を受けた『7月11日 職業教育の日』制定にかかる事業の推進について、引き続き「職業教育の日」実行委員会を中心として活動を行った。

#### （1）「職業教育の日」実行委員会の開催

総務委員会と全専協の総務運営委員会の両委員会をもとに設置した「職業教育の日」実行委員会において、次のとおり協議を行った。

**<第1回（平成18年12月12日／アルカディア市ヶ谷）>**

- 平成18年度『7月11日 職業教育の日』記念事業にかかる寄附金の申請書等の審査
- 平成19年度『7月11日 職業教育の日』普及啓発にかかる制作物についての検討

**<第2回（平成19年1月19日／アルカディア市ヶ谷）>**

- 平成18年度『7月11日 職業教育の日』記念事業にかかる寄附金の申請書等の審査
- 平成19年度『7月11日 職業教育の日』記念事業に係る寄附金の支出要綱の検討

**<第3回（平成19年3月2日／アルカディア市ヶ谷）>**

- 平成19年度『7月11日 職業教育の日』記念事業に係る寄附金の支出要綱の確定
- 平成20年度における『7月11日 職業教育の日』記念事業の見直し

**(2) 『7月11日 職業教育の日』推進のための広報活動**

『7月11日 職業教育の日』を全国的に普及させるためのプロモーショングッズとしてトートバックとポスターを製作し、都道府県協会等の必要部数を調査の上、38道府県に対して配布した。また、茨城県で開催された「第18回全国生涯学習フェスティバル」においても、トートバックの配布等を通して一般への普及を図った。

**(3) 都道府県『7月11日 職業教育の日』記念事業に対する寄附金の支出**

「平成18年度『7月11日 職業教育の日』記念事業にかかる寄附金支出要綱」を策定し、都道府県協会等に対し記念事業の実施を呼びかけることを目的に配布した。

この呼びかけに応じ、都道府県協会等から提出された申請書をもとに、記念事業の内容等の審査を行い、採択された事業に対し要綱にしたがって寄附金（平成18年度は全32都府県）を支出した。

なお、1都道府県あたりの寄附金は、『7月11日 職業教育の日』記念事業にかかる事業経費全体の1/2（上限20万円）となっている。

**4. 留学生の受け入れの推進**

本連合会と全専協が連携し、日本学生支援機構、日本語教育振興協会、東京都専修学校各種学校協会とともに主催団体となって、日本留学フェア（台湾会場＝7月28日・高雄、30日・台北、韓国会場＝9月9日・釜山、10日・ソウル）を開催した。両会場とも来場者数は過去最高（台湾：4,640名、韓国4,514名）を記録した。

## 5. 課程別設置者別部会活動報告

### (1) 全国学校法人立専門学校協会

#### ①会議の開催

##### i 定例総会・理事会

<定例総会・理事会（平成18年6月15日／アルカディア市ヶ谷）>

以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認。役員改選では中込三郎会長が再選された。なお、会則の改正により、定例総会の開催回数は年1回（6月）となつた。

第1号議案 平成17年度事業報告

第2号議案 平成17年度収支決算報告

第3号議案 会則の一部改正

第4号議案 役員改選

\*以下、役員改選後

<第1回理事会（平成18年9月25日／アルカディア市ヶ谷）>

以下の議案を審議し、原案・提案のとおり承認した。

○常任理事及び副会長の選任の件

○全専各連常任理事に推薦する本会代表者選出の件

○常置委員会・特別委員会委員長及び委員の指名

○1条校化推進運動について

<第2回理事会（平成19年2月22日／アルカディア市ヶ谷）>

以下の議案を審議し、原案・提案のとおり承認した。

第1号議案 平成19年度事業計画原案

第2号議案 平成19年度収支予算原案

##### ii 常任理事会

<第4回常任理事会（平成18年5月19日／東京ガーデンパレス）>

6月15日の定例総会・理事会の開催に向けて、①教育基本法の改正、②1条校化のための推進会議（仮称）準備会、③会則の一部改正について協議を行った。

<第5回常任理事会（平成18年6月15日／アルカディア市ヶ谷）>

同日の定例総会・理事会に提案する議題について協議し、原案・提案のとおり承認した。

第1号議案 平成17年度事業報告

第2号議案 平成17年度収支決算報告

第3号議案 会則の一部改正

第4号議案 役員改選

\*以下、役員改選後

<第1回常任理事会（平成18年11月13日／アルカディア市ヶ谷）>※全専各連と合同

全専各連常任理事会と合同で開催し、以下の事項を審議・協議した。

○1条校化推進会議（都道府県協会等代表者会議）

- 平成19年度運動方針の考え方
  - 厚生労働省への対応（職業能力開発施設との役割分担、介護福祉士の資格取得方法等）
  - 「幼稚園の教員養成機関としての指定」に関する要望
  - 留学生「受入れに関する自主規約」の改正並びに「入学及び在籍管理に関するガイドライン」の制定
- <第2回常任理事会（平成19年2月22日／アルカディア市ヶ谷）>
- 同日の理事会に提出する議題について協議し、原案・提案のとおり承認した。
- 第1号議案 平成19年度事業計画原案  
第2号議案 平成19年度收支予算原案

### iii 正副会長会議

平成18年度は下記のとおり開催した。

- <第2回正副会長会議（平成18年4月4日／グランドヒル市ヶ谷）>
- 全専各連正副会長・委員長拡大会議と合同で開催。以下の議題について協議した。

- 1条校化のための推進会議（仮称）の立ち上げについて ほか

\*以下、役員改選後

- <第1回正副会長会議（平成19年1月26日／アルカディア市ヶ谷）>
- 全専各連正副会長会議と合同開催。以下の議題について協議した。

- 平成19年度事業計画原案の検討
- 平成19年度收支予算原案の検討

### iv 1条校化推進本部

全専各連第54回定例総会（平成18年2月22日開催）において「1条校化運動の推進」が決議されたことを受けて、全専各連と合同で会議を開催し、具体的な方策等の検討を行った。

なお、日程・議題等は全専各連と合同開催により同内容のため割愛する。

## ②委員会活動

### i 総務運営委員会

全専各連の総務委員会と連携して、専門学校の1条校化にかかる方向性の検討、自己点検・評価の推進方策の検討、厚労省諸事業等への対応、専門学校の広報活動の検討、総会の運営等を行うとともに、平成19年度の運動方針案の原案取りまとめを行った。

### ii 財務委員会

予算執行状況を確認して健全な財務運営を図った。また、平成19年度收支予算案の原案の編成を行った。

### iii 留学生委員会

- 「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」の改正と「専門学校留学生の入学及び在籍管理に関するガイドライン」を制定し、普及と遵守を呼びかけた。
- 日本学生支援機構主催の「外国人学生のための進学説明会（東京・大阪）」で専門学校留学に関する情報提供を行うとともに、全専各連と東京都協会及び日本学生支援機構、日本語教育振興協会で共催した「日本留学フェア（台湾及び

韓国会場）」に参加した。

○専教振と共に「専門学校留学生担当者研修会（東京・大阪）」を実施した。

### ③『7月11日 職業教育の日』の推進

全専各連と連携して「職業教育の日」実行委員会を組織して、普及啓発同動及び都道府県における記念事業の推進に向けた活動を行った。

### ④研修事業等

○専門学校留学生担当者研修会（専教振と共に）

平成18年11月21日／大阪府・天満研修センター

平成18年11月30日／東京都・東京ガーデンパレス

テーマ及び講師

「出入国管理の現状と留学生の受け入れについて」

塙原 豊隆 法務省入国管理局入国在留課法務専門官

『「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」の改正と「専門学校留学生の入学及び在籍管理に関するガイドライン」の制定』

武田 哲一 全国学校法人立専門学校協会留学生委員会委員長

○自己点検・評価研修会（専教振と共に）

平成18年11月21日／大阪府・天満研修センター

平成18年11月30日／東京都・東京ガーデンパレス

テーマ及び講師

「自己点検・評価と学校運営～学生募集パンフレットから考える」

秋葉 英一 自己点検・評価に関する研究委員会委員（大阪・東京会場）

「平成17年度の調査報告と今年度の調査研究について」

平田 真一 自己点検・評価に関する研究委員会委員（大阪会場）

中西 義裕 自己点検・評価に関する研究委員会委員（東京会場）

○管理者研修会（専教振と共に）

平成19年2月5日／東京都・アルカディア市ヶ谷

テーマ及び講師

「職業意識の涵養とキャリアカウンセリングの重要性」

大塚 徹夫 大塚経営労務研究所代表 社会保険労務士・キャリアカウンセラー・中小企業診断士

「教育基本法改正をめぐる教育界の動向と今後の展望」

高橋 道和 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

### ⑤広報活動

○会報第13号（8月）、14号（3月）の発行及び配布

○「高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学」パンフレットの発行・改訂及び配布

○第18回全国生涯学習フェスティバル（10月5～9日、茨城県）への協力

## ⑥調査研究活動

### ○「専門学校における自己点検・評価に関する調査研究」への協力

専教振と連携して自己点検・評価の実施状況に関する調査・集計・分析を行い、その調査結果を、報告書として作成し、会員校に配布して啓発に努めた。

### ○「大学における専門学校卒業者の大学編入学の実態調査」の実施

専門学校に対する格差にもあげられていた専門学校卒業生の大学への編入学の実態を探るため、回答が寄せられた調査票をもとに平成17年度中の実績及び平成18年度中の予定を集計し、役員会で報告資料を配布するとともに、全専各連ホームページに同資料を掲載した。なお、集計結果の概要是次のとおり。

調査対象校数	698大学
回答返送校数	502大学（回収率71.9%）
編入学実施校数	392大学1, 120学部
（うち公表可）	369大学1, 072学部
編入学未実施校数	110大学

### ○「専門学校留学生受け入れ実態に関する調査」の実施

平成18年度における留学生受け入れ実態に関する調査を実施し、課題を整理分析して関係省庁・機関へ要望意見を述べる基礎資料、海外の留学希望者に対する留学生受け入れ専門学校名簿の情報提供活動を実施するための資料として活用した。

調査対象校数	専門学校2, 330校
回答返送校数	1, 459校（回収率62.6%）
※回答校のうち留学生在籍校数	423校
※回答校のうち留学生在籍者数	14, 332人

## ⑦専門学校におけるスポーツ振興

専門学校におけるスポーツを支援し振興を図ることを目的に、全国専門学校体育連盟へ助成措置を行った。

## (2) 全国高等専修学校協会

### ①会議の開催

#### i 定例総会

<定例総会（平成18年6月21日／東京都・東京ガーデンパレス）>

- 第1号議案 平成17年度事業報告
- 第2号議案 平成17年度収支決算報告
- 第3号議案 平成18年度事業計画案
- 第4号議案 平成18年度収支予算案
- 第5号議案 役員改選

※大竹通夫会長が再選された。また、議題の審議終了後、全専各連事務局より平成18年度運動方針として、1条校化の推進を中心に説明がなされた。

## ii 理事会

<第1回理事会（平成18年6月21日／東京都・東京ガーデンパレス）>

- 定例総会への提案事項の審議

<第2回理事会（平成19年1月17日／東京都・アルカディア市ヶ谷）>

- 平成19年度事業計画案
- 平成19年度収支予算案

## ②全国高等専修学校体育大会の開催

- 第16回全国高等専修学校体育大会

平成18年7月25～28日／山梨県・富士北麓公園、河口湖町民体育館

本年度から駅伝競走大会を含めて開催

## ③研修会の開催

### i 管理者研修会（定例総会終了後）

平成18年6月21日／東京都・東京ガーデンパレス

テーマ：「学校における危機管理」

講 師：嶋崎正男福生市教育委員会指導室長（「担任の救急箱」著者）

### ii 「カウンセリング講習会」応用編

平成19年1月12～13日／東京都・アルカディア市ヶ谷

テーマ：平成14年度から実施しているスクールカウンセリングをテーマとした研修会の応用編

講 師：伊藤美奈子 慶應義塾大学教授・臨床心理士

入門編～応用編までの全課程修了者が、全国高等専修学校協会「カウンセリングマイスター」として認定された。

## ④「フリーター・ニート」問題に対する高等専修学校の教育支援に関する実態調査

高等専修学校教育の社会的重要性の理論付けとして、会員230校に対して、「フリーター・ニート」への対応に関する実態調査（「学校用」と「生徒用」の2種類のアンケート）を実施した。回答数は「学校用」107校（回収率46.5%）。「生徒用」6,293人。また、調査結果を報告書にとりまとめ、会員校等へ配布した。

## ⑤母校訪問・高等専修学校展の全国展開

平成18年度運動方針である「母校訪問」と「高等専修学校展」の全国展開を目的として、実施マニュアルを作成し、協会ホームページからのダウンロードを可能にした。

## ⑥会員校の団結と協力についての研究と活動（会員校活性化に向けて）

- メール通信の発行

## ⑦広報活動

- 広報誌「ニュース高等専修」発行

### (3) 全国個人立専修学校協会

#### ①会議の開催

##### i 定例総会

<第10回>平成18年6月22日／東京・ホテルルポール麹町

以下の議案を審議し提案のとおり承認された。

会議の冒頭で渡辺雅夫会長が体調不良のため今回の改選をもって退任したい、とあいさつを述べた。

また、議題の審議終了後、全専各連事務局より平成18年度運動方針として、1条校化の推進を中心に説明がなされた。

なお、役員改選では、河内隆行会長代行が会長に選任された。

第1号議案 平成17年度事業報告

第2号議案 平成17年度収支決算報告

第3号議案 平成18年度事業計画案

第4号議案 平成18年度収支予算案

第5号議案 会則の一部改正案

第6号議案 役員改選

##### ii 理事会

<第33回>平成18年4月27日／東京・アルカディア市ヶ谷

以下の議題について協議した。

会議の冒頭ではあいさつを兼ねて、文部科学省専修学校教育振興室長から、①専修学校に係る勤労学生控除の対象範囲の拡大について、②専修学校設置基準の一部を改正する省令等について説明がなされた。

###### ①第10回定例総会への対応

○議題について

###### ②平成18年度事業計画案への対応

○個人立専修学校調査に係るアンケート調査内容の検討

<第34回>平成5月30日／東京・アルカディア市ヶ谷

定例総会への対応を協議した。

###### ①第10回定例総会への対応

○次第

○資料確認

○役割分担

###### ②平成18年度事業計画案への対応

○個人立専修学校調査に係るアンケート調査内容の検討

<第35回>平成18年6月22日／東京・ホテルルポール麹町

総会に先立ち次第、役割分担、議題（平成17年度事業報告・収支決算報告、平成18年度事業計画案、収支予算案、会則の一部改正、役員改選）を確認した。

<第36回>平成18年8月1日／東京・ホテルルポール麹町

役員人事について検討の結果、平成18年度・19年度については、会長、副会長、理事をもって構成し、常任理事は置かないこととなった。

- 役員人事について
- 平成18年度予算執行状況について
- アンケート調査結果の検討

### iii 正副会長会議

<第1回>平成18年11月27日／全専各連事務局会議室

全専各連財務委員会・課程別設置者別部会代表者会議の合同会議（12月4日）にあたり、以下の議題について審議した。

- 平成18年度活動状況
- 平成19年度事業計画の骨子について
- 平成19年度収支予算原案について
- 全専各連1条校化推進運動の概要について

### ②研修会の開催

第10回定例総会開催にあたり、文部科学省専修学校教育振興室長によるあいさつを兼ねた講演が行われた。

特に、平成18年度の税制改正要望となっていた、「専修学校等に係る勤労学生控除の対象範囲の拡大」が実現したことにより、具体的な手続きについて、資料とともに詳細な説明が行われた。

### ③アンケート調査の実施

平成18年度の事業計画である以下の目的を達成するため、アンケート調査を実施し、調査結果に基づいた具体的な事例等を盛り込んだ、会員校が活用しやすいガイドブックとして報告書を作成し、10月1日付けで会員校に配布した。

- 設置者変更時の円滑な学校承継と、生前の設置者変更が可能となる要件の研究
- 固定資産税減免の完全実施の推進

調査期間：平成18年6月23日～7月10日

調査票の送付と回収：送付数・283校、回収数・121校、回収率42.7%

## （4）全国各種学校協会

### ①会議の開催

<第1回理事会（平成18年6月27日／東京・アルカディア市ヶ谷）>

- 定例総会の運営について
- 役員改選

<第8回定例総会（平成18年6月27日／東京・アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 平成17年度事業報告
- 第2号議案 平成17年度収支決算報告
- 第3号議案 平成18年度事業計画案
- 第4号議案 平成18年度収支予算案
- 第5号議案 役員改選

※谷内昭治会長が再選された。また、議題の審議終了後、全専各連事務局より

平成18年度運動方針として、1条校化の推進を中心に説明がなされた。  
＜第2回理事会・専門委員会合同会議（平成18年10月31日／東京・アルカディア市ヶ谷）＞

○各種学校における1条校化の問題について

○教育パウチャーについて

※全国各種学校協会として、生涯学習社会を推進するため、専修学校一般課程を専修学校生涯学習課程と名称変更し、設置基準は各種学校規程とする運動を推進するため、学校教育法の改正を目指すことが確認された。

＜第3回理事会・専門委員会合同会議（平成19年2月16日／東京・アルカディア市ヶ谷）＞

○平成19年度事業計画案

○平成19年度収支予算案

## ②広報活動の推進

平成18年10月5日から9日までの5日間にわたり、第18回全国生涯学習フェスティバル「まなびピアいばらき2006」が茨城県内主要都市で一斉に開催された。テーマは「まなびこそ輝く　あなたの第一歩」。全国各種学校協会も専教振、全専各連、全専協とともに主会場のひとつとなったひたちなか市の笠松運動公園で開催された生涯学習見本市に例年同様、「職業教育の日」ロゴマークと本協会名の入ったトートバッグ1,400部を配布した。

## 6. 分野別専門部会活動報告

### （1）全国工業専門学校協会

#### ①電卓・ポケコン技能検定

・第34回 平成18年6月25日に全国13会場で実施。

受験者数：929名

プログラム級180名、1級13名、2級551名、3級185名

・第35回 平成18年11月26日に全国7会場で実施。

受験者数：156名

プログラム級0名、1級4名、2級110名、3級42名

#### ②第28回（平成18年度）定例総会

平成18年7月21日に東京・都市センターホテルにおいて開催。検定事業の改革等について検討した。また、今年度は役員改選を行った。

#### ③全国専門学校工業教育連絡協議会（仮称）

全国専門学校建築教育連絡協議会、全国専門学校電気工事教育連絡協議会、全国専門学校土木教育連絡協議会、全国専門学校管工事教育連絡協議会は、概ね前年どおり活動した。

### （2）全国語学ビジネス観光教育協会

#### ①文部科学省・国土交通省後援の「第18回観光英語検定試験（1級1次・2級・

3級)」を平成18年10月29日に、1級2次を12月10日に実施した。応募者総数は6,650名。

- ②6月28日に東京において第24回定例総会を開催。
- ③第37回教員研修会を10月11日に大阪において「国際日本検定を求める社会背景」について国際日本文化研究センター教授の川勝平太氏の講演により実施。
- ④12月4日には、全国から17名の出場者を得て、東京・豊島公会堂を会場として第24回全国専門学校英語スピーチコンテストを開催。
- ⑤11月12日から11月30日に「国際日本検定プレテスト」を実施した。

### (3) 全国服飾学校協会

#### ①ブロック研修会

全国7ブロックにおいて、次の内容の研修会を実施した。

- a. 北海道（平成18年9月14日・札幌ガーデンパレス）  
「ファッションビジネスにおける色彩と求められる色彩教育」
- b. 宮城（平成19年1月17日・仙台ガーデンパレス）  
「世代から世代へ～ファッションの行方」、「商業洗濯の実情と多様化する素材との関連」
- c. 東京（平成18年12月6日・京王プラザホテル）  
「ファッション反省期」、「世代から世代へ～ファッションの行方」
- d. 愛知（平成19年1月13日・名古屋ファッション専門学校）  
「ファッションビジネスの歴史と展望」、「パターンメーキング技術教育の進め方」
- e. 大阪（平成18年10月21日・大阪文化服装学院）  
「ファッションビジネスの歴史と展望」、「ファッション色彩教育の展開」、「パターンメーキング技術教育の進め方」
- f. 広島（平成18年10月28日・広島ファッション専門学校）  
「ファッション色彩教育の展開」、「パターンメーキング技術教育の進め方」
- g. 福岡（平成19年1月20日・香蘭ファッションデザイン専門学校）  
「実例で見る色の不思議」

#### ②「繊維ファッショն産学交流会議」

繊維業界、アパレル業界、リテール（流通）業界、及びファッショն教育団体の10団体で設立している繊維ファッショն産学協議会は、21世紀のファッショն産業界を担う人材を育成することを目的として、東京で人材育成に関する研究・討議・交流のための会議を行った。

- テーマ「産学連携で育むファッショնクリエーション」
- 基調講演「世界市場をめざすファッショնビジネスの現状」
- 産学シンポジウム「ファッショնクリエーション人材育成の実現に向けて  
—産学ビジョンを受けて」

#### ③全国服飾学校「ファッショն画コンクール」開催

#### ④「ファッショնクリエーター新人賞国際コンクール」開催（東京）

#### (4) 特定非営利活動法人全国美術デザイン専門学校教育振興会

- ①第18回全日本高校デザイン・イラスト展の開催（後援官庁：文部科学省・経済産業省、後援団体：全国高等学校長会・日本私立中学高等学校連合会・社団法人全国高等学校文化連盟・全専各連）

創造力のある人材が強く求められる今日、この展覧会は、創造的人材教育及びその育成の一助となるべく、デザイン・イラストレーション等を創造・制作し、発表する喜びを通して、最も感性豊かな年代である高校生の創造力や表現力を啓発することを目的としている。

応募作品数は3,642点。展覧会は平成18年10月5日から近畿・中部地区展を始めとして平成19年2月9日の沖縄地区展まで全国6地区で開催された。10月8日に兵庫県立美術館分館原田の森ギャラリーで開かれた表彰式及び懇親会には、全国から受賞者や指導にあたった先生、来賓が出席し盛会であった。

同時併設展としてU.G.サトー氏の協力を得、「U.G.サトーのユーモアワールド」展を開催。デザインを学ぶ学生の強い刺激となった。

- ②メンバーズブックの刊行、ホームページ

ADEC会員校を紹介するハンドブックを8,000部作成。

また、ADECホームページ(<http://www.adec.gr.jp>)も引き続き公開しており、会員校、諸活動の公開に努めている。

- ③研修委員会

教員研修会を平成18年8月3日・4日、東京都・九段会館において開催した。

今回は「カラーマスター標準の指導方法とカリキュラム策定のポイント」をテーマに、財団法人日本色彩研究所の協力を得て、色彩士検定の会場等関係者にも参加を呼びかけた。参加者は30名。色彩士検定関係者や合格者の「色彩教育」に対する関心は年々高まっている。

- ④事業委員会

色彩士検定の実施

第20回色彩士検定試験 平成18年9月10日 1級実技・3級

第21回色彩士検定試験 平成19年1月14日 1級理論・2級・3級

平成18年度刊行の「Color Master Standard」を2級対応テキストとして、カリキュラム立案や問題作成等に使用。

- ⑤その他

全日本高校デザイン・イラスト展奨学金制度を利用した平成19年4月入学者は3名。今後も受賞者がADEC会員校に進学する場合は学費に対する補助を受けることができる。（総理大臣賞受賞者…奨学金50万）

#### (5) 全国予備学校協議会

- ①総会・理事会・ブロック会・委員会等各会合の開催

- ②大学入試センター試験説明協議会への参加

平成18年7月3日～7月19日 全国7会場

③予備校関係者と文部科学省との懇談会

(平成18年7月24日於：文部科学省9階 有村大臣政務官室)

④広報活動

ホームページ運営にともなうPR活動

⑤社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士国家試験運営協力

## (6) 全国専門学校情報教育協会

①教員研修会／セミナーの実施

- 学生指導に必要なカウンセリング知識（平成18年7月24日～25日）
- オブジェクト指向的発想とUMLの基礎（平成18年7月31日～8月1日）
- 教育を見つめ直す－教育のFD・教員のFD－（平成18年8月2日～4日）
- 学生を自律的に活動させる就職指導（平成18年8月8日～9日）
- これだけは押さえておこう！XMLの基礎（平成18年10月20日～21日）
- 4年制課程設置のためのナレッジ共有セミナー（平成18年12月8日～9日）
- 二足歩行ロボット指導者向け技術研修（平成18年12月16日）
- 説得力のある起業家育成研修（平成19年1月16日）
- 「組織と人とルール」指導者向け研修（平成19年1月26日）
- 「組込み技術者育成学科」設置のための教育プログラム説明会（平成19年1月30日）
- 「キャリア指導」における対人関係能力向上のためのFD開発とSGIDの調査・研究事業説明会（平成19年2月7日）
- 「音声認識技術を利用した会話ロボットシステム」研修会（平成19年2月14日）
- 「キッズコーチング手法」指導者向け研修会（平成19年2月16日）
- 自動車設計・開発技術者育成のためのカリキュラム説明会（平成19年2月19日）

②協会ホームページでの加盟校学校案内パンフレット請求サービス等の実施

③情報教育に関する調査・研究事業

④第15回全国専門学校ロボット競技会の開催

平成18年12月16日、17日に東京都・工学院大学専門学校アトリウムを会場として開催。大会テーマは『スチールファイト』。主催は全国専門学校情報教育協会・専教振、後援は文部科学省・経済産業省、協力として読売新聞社・日本経済新聞社・テレビ東京・日経BP社。参加校14校（68チーム）。

⑤ビジネスプロデュース コンペティション2006の開催

今年度は11校から53の起業ビジネスプランの応募があり、書類選考通過12プランが平成19年2月11日に東京工科専門学校テラホールで開催された本大会に出場。なお、今年度より経済産業省が後援。また、グランプリに対して経済産業政策局長賞の交付を受けることとなった。他ドリームゲートが後援。

#### ⑥専修学校フォーラム2007の開催

平成19年3月1日、2日に東京都・中野サンプラザを会場として開催。テーマは『創・拓・新 専門学校の職業教育』。後援は経済産業省、協力は専教振・全専各連・全専協。

### (7) 全国経理教育協会

#### ①創立50周年記念講演、式典、祝賀会

平成18年5月26日、ホテルニューオータニにて開催。

#### ②第61回通常総会

平成18年5月25日に東京・都市センターホテルにて開催。平成17年度事業報告・収支決算等の審議が行われた。

#### ③第29回教職員研修会

平成18年8月2日から3日間にわたり東京ガーデンパレスにて開催。全国から52校、52名の参加者を得て、「ヒューマンスキルプログラム」をテーマにとりあげ、グループ討議等実習中心に研修会を実施した。

#### ④全国簿記電卓競技大会

平成18年9月3日に東京・都市センターホテルにおいて開催。昨年同様に高等学校も参加し、総勢239名の選手による熱戦が繰り広げられた。

#### ⑤検定試験

簿記能力検定試験を含めた8検定を実施中である。平成19年度から新会社法改正に伴う簿記能力検定試験の説明会を各地区で開催。

### (8) 全国珠算学校連盟

#### ①第26回全日本珠算技能競技大会

平成18年7月29日（土）～30日（日） 愛知・名鉄犬山ホテル

#### ②第36回全国珠算学校集合研修会

平成18年8月18日（金）～20日（日） 三重・賢島 宝生苑

### (9) 全国専門学校日語教育協会

#### ①年次総会の開催

年次定例総会 平成18年6月12日 東京文化学園・国際会議場

議案：  
i 総務委員会、教育研究委員会、学生対策委員会、国際交流委員会の各委員会の事業報告と事業計画の決議

ii 決算と予算案の承認

iii 新規加盟校の承認

iv 専門学校の留学生定員、留学生在籍管理、外国人労働者問題などについての意見交換

v 総会終了後、フィリピン看護師の日本就職支援プログラムの実施状況の報告を実施

## ②国際交流委員会実施事業

国際交流セミナーを下記のとおり実施した。

平成19年2月13日 東京文化学園・国際会議場

テーマ：「インドの日本語教育事情とインドからの日本留学の展望」

講師：山口大学国際センター 今井新悟助教授

参加：会員校の教職員 約50名

## ③学生対策委員会実施事業

日本留学フェア（ベトナム）への参加及び現地日本語教育機関との交流

全専各連と全専日協として日本学生支援機構主催の日本留学フェア（ベトナム）に参加し、同地の教育機関の視察・交流を実施した。

日程：平成18年11月25日 ベトナム ハノイ

平成18年11月26日 ベトナム ホーチミン

視察訪問校：トンズ一日本語学校、さくら日本語学校

## ④教育研究委員会実施事業

第19回 全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会

日 程：平成18年1月26日

場 所：文化女子大学 A館20階 講義室（東京都渋谷区）

出 場：19校19名

観客者数：350名

## 7. その他

### （1）第61回全国私立学校審議会連合会総会での決議報告について

平成18年10月12日、13日に青森県・ホテル青森を会場として、全国私立学校審議会連合会第61回総会が、全国から約200名の参加者を得て開催された。

総会終了後、引き続き専門部会となり、第1専門部会（専修学校各種学校関係）は、阿部榮達部会長、木浪賢治副部会長が進行、助言者に岡本比呂志先生、秋葉英一先生を迎える、各協議事項について審議された。

協議結果は以下のとおり。

### 1. 外国人学校を各種学校として認可する上で各都道府県の取り扱いについて

小学校・中学校・高等学校の学齢の外国人を対象としたインターナショナルスクール等を各種学校として認可する場合において、意見交換を行った。

特に小学校・中学校・高等学校制度との兼ね合い、各種学校認可審査基準のほか、審査基準取扱方針等を定めているか、施設設備・教員配置・教育課程等の程度の水準を中心聴取した。

その結果、外国人学校に対しては、保護者に就学義務が課される学齢の日本人児童生徒は特に受け入れないよう指導している事例や、義務教育期間にあたる小・中学校課程への日本人子女の入学については、学則中の入学資格の条項において「日本の義務教育制度と抵触しない日本人」と明記させる事例も報告された。

外国人学校を各種学校として認可する上で、国の統一的な取り扱いを検討してほし

いとの意見集約を行った。

## 2. 専修学校における各種養成所としての指定基準について

看護養成所の指定の場合、専修学校は厚生労働省、高等学校や大学は文部科学省が所轄庁となっており、同様に、介護福祉士においても専修学校は厚生労働省、高等学校は文部科学省が所轄庁となっている。

私立学校審議会としては設置基準に基づく審査を行っており、専任教員が担当する授業の標準時間数や教員資格等の面で両省間の取り扱いに差異をなくすべきと考える。

国としての縦割り行政の弊害を廃し、統一した対応が必要であるとの意見集約を行った。

### ＜各専門部会共通議題＞

#### 学校法人の合併に伴う私立学校審議会の関与について

本件については、提案県から事情を伺い、意見交換を行った。

学校法人の合併についても、私立学校審議会として何らかの関与が必要との意見が多く出されたが、個々の事情により対応が異なるため、今後も引き続き検討する必要があるとの意見集約を行った。

### （2）第18回全国生涯学習フェスティバルへの参加

平成18年10月5日から9日までの5日間にわたり、第18回全国生涯学習フェスティバル「まなびピアいばらき2006」が茨城県内主要都市で一斉に開催された。テーマは「まなびこそ輝く　あなたの第一歩」。主催は第18回生涯学習フェスティバル実行委員会。本連合会も専教振・全専協・全国各種学校協会とともに主会場のひとつとなったひたちなか市の笠松運動公園で開催された生涯学習見本市に例年同様ブースを設営、専修学校制度とJ検・B検の紹介、「職業教育の日」の広報活動等を行った。また、茨城県協会や県内外の専門学校もブースを設営して日頃の学習の成果を紹介していた。

また、6日には茨城県庁舎にて文部科学省主催の「平成18年度専修学校教育研究協議会」が開催され、基調講演の後、専修学校関係者、中学校高校の進路指導担当者及び都道府県の担当者による研究討議が行われた。

台風の影響で6・7日の2日間、生涯学習見本市が中止となったものの、会期中、多くの人々が生涯学習の輪に加わり、フェスティバル会場に足を運んでいた。

次回は平成19年11月2日から11月6日まで、岡山県で開催される予定。

# 添付資料

## 1条校化運動に関する決議

いま、国民の各層、子どもから大人まで、「働く」ことについて真剣に考えることが問われています。

我々、専修学校及び各種学校の教育に携わる者は、自ら、我が国の“職業教育の路”を切り拓き、「働く」ことの意味や大切さを教え、「働く」ことを介して社会を支える人を育ててきました。

「働く」ことをめぐる教育のあり方が注目されるなか、国は教育基本法を改正し、職業教育の重要性を教育の目標の一つに掲げました。このことは、我々、専修学校及び各種学校にとって、その思いや行いが基本的な理念として謳われた点で誇りであり、引き続き職業教育の最前線で力をふるっていくことへの励みでもあります。

さらに、この改正は、我々、専修学校及び各種学校が求める「専修学校を学校として位置づける」運動に弾みをつけるものであります。加速する教育改革の流れにあって、何よりも専修学校の1条校化が“職業教育の振興”に欠かせません。

新しい年度を目前に控え、全国専修学校各種学校総連合会の重点目標の最優先課題として掲げました専修学校の1条校化、特に、学校の位置づけの根拠となる学校教育法の改正の早期実現について、理事会として改めてここに決意を表明し、以下の方針を決議するものであります。

1. 専修学校を学校教育法の第1条に規定すること。
2. 私立学校振興助成法の改正をともなう新たな助成措置の実現は求めないこと（ただし、現行の専修学校及び各種学校に対する助成措置の拡充は求めること）。
3. 学校教育法以外の法令などに基づく格差については、1条校化の運動と並行的に是正を図ること。

平成19年2月21日

全国専修学校各種学校総連合会第104回理事会  
会長 中込三郎

## 第2号議案 平成18年度決算報告ならびに監査報告

## I. 財務諸表の部

貸借対照表

平成19年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	55,246,730	52,660,790	2,585,940
未 収 入 金	0	166,000	△ 166,000
流動資産合計	55,246,730	52,826,790	2,419,940
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基 本 財 産 特 定 預 金	180,000,000	180,000,000	0
基本財産合計	180,000,000	180,000,000	0
(2) 特定資産			
退 職 給 与 引 当 特 定 預 金	20,863,500	33,619,500	△ 12,756,000
活 性 化 対 策 特 定 預 金	32,500,000	19,000,000	13,500,000
特定資産合計	53,363,500	52,619,500	744,000
(3) その他固定資産			
建 物 附 屬 設 備	1,727,098	2,008,587	△ 281,489
什 器 備 品	186,736	220,048	△ 33,312
數 金	77,250,000	77,250,000	0
その他固定資産合計	79,163,834	79,478,635	△ 314,801
固定資産合計	312,527,334	312,098,135	429,199
資産合計	367,774,064	364,924,925	2,849,139
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	18,792,553	27,184	18,765,369
流動負債合計	18,792,553	27,184	18,765,369
2. 固定負債			
退 職 給 与 引 当 金	20,863,500	33,619,500	△ 12,756,000
固定負債合計	20,863,500	33,619,500	△ 12,756,000
負債合計	39,656,053	33,646,684	6,009,369
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	328,118,011	331,278,241	△ 3,160,230
(うち特定資産への充当額)	( 180,000,000 )	( 180,000,000 )	( 0 )
正味財産合計	( 32,500,000 )	( 19,000,000 )	( 13,500,000 )
負債及び正味財産合計	328,118,011	331,278,241	△ 3,160,230
	367,774,064	364,924,925	2,849,139

## 正味財産増減計算書

平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	( 819,201 )	( 43,200 )	( 776,001 )
基本財産受取利息	819,201	43,200	776,001
受取入会金	( 750,000 )	( 890,000 )	△ 140,000 )
受取入会金	750,000	890,000	△ 140,000
受取会費	( 139,546,900 )	( 138,964,000 )	( 582,900 )
受取都道府県協会等会費	137,746,900	137,164,000	582,900
受取分野別専門部会費	1,800,000	1,800,000	0
退職給与引当金取崩額	( 18,101,800 )	( 334,800 )	( 17,767,000 )
退職給与引当金取崩額	18,101,800	334,800	17,767,000
雑 収 益	( 36,690 )	( 94,130 )	△ 57,440 )
受取利息	36,690	728	35,962
雑 収 益	0	93,402	△ 93,402
経常収益計	159,254,591	140,326,130	18,928,461
(2) 経常費用			
会議運営費	( 20,357,271 )	( 19,790,333 )	( 566,938 )
総会運営費	1,060,986	1,686,963	△ 625,977
役員会運営費	6,689,314	5,360,231	1,329,083
委員会運営費	3,100,954	3,413,385	△ 312,431
事務担当者会議費	1,249,472	1,237,404	12,068
ブロツク会議費	6,300,000	6,300,000	0
出張旅費	1,956,545	1,792,350	164,195
振興対策費	( 4,158,789 )	( 3,112,848 )	( 1,045,941 )
会報活動費	321,141	293,560	27,581
会報活動費	3,837,648	2,819,288	1,018,360
広報活動費	( 6,439,018 )	( 6,894,809 )	△ 455,791 )
広報活動費	3,101,470	3,480,429	△ 378,959
広報活動費	3,337,548	3,414,380	△ 76,832
協会運営費	( 37,000,000 )	( 36,168,691 )	( 831,309 )
協会運営費	37,000,000	36,168,691	831,309
職業教育の日推進費	( 5,059,003 )	( 5,011,627 )	( 47,376 )
職業教育の日推進費	5,059,003	5,011,627	47,376
管理料	( 89,399,060 )	( 67,252,156 )	( 22,146,904 )
給料手当	42,784,861	40,474,064	2,310,797
退職給与引当金	18,101,800	344,100	17,757,700
退職定福利厚生	5,345,800	2,131,500	3,214,300
福利厚生	5,858,470	5,506,970	351,500
福利厚生	804,388	543,836	260,552
顧問料	2,162,400	2,162,400	0
雑交通費	0	1,501,263	△ 1,501,263
通信費	1,328,510	1,124,420	204,090
新規印刷費	499,612	628,106	△ 128,494
消耗品	268,887	270,952	△ 2,065
消耗品	388,735	278,197	110,538
建物附屬設備償却費	552,875	856,092	△ 303,217
什器備品減価償却費	281,489	328,076	△ 46,587
光熱水	31,632	50,131	△ 18,499
家賃	478,469	449,646	28,823
公租公課	6,942,962	6,942,962	0
都道府県協会等交付金	32,300	37,900	△ 5,600
雜	2,754,938	2,743,280	11,658
他会計への繰出額	780,932	878,261	△ 97,329
特別会計への繰出額	( 0 )	( 34,707,145 )	( △ 34,707,145 )
経常費用計	162,413,141	172,937,609	△ 10,524,468
当期経常増減額	△ 3,158,550	△ 32,611,479	29,452,929

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固 定 資 産 除 却 損	( 1,680 )	( 1,680 )	( 0 )
什 器 備 品 除 却 損	1,680	1,680	0
経常外費用計	1,680	1,680	0
当期経常外増減額	△ 1,680	△ 1,680	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,160,230	△ 32,613,159	29,452,929
一般正味財産期首残高	331,278,241	363,891,400	△ 32,613,159
一般正味財産期末残高	328,118,011	331,278,241	△ 3,160,230
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	328,118,011	331,278,241	△ 3,160,230

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

建物附属設備・・・定率法によっている。

什器備品・・・定率法によっている。

#### (2) 引当金の計上基準

退職給与引当金・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産 特定預金	180,000,000	0	0	180,000,000
小 計	180,000,000	0	0	180,000,000
特定資産				
退職給与引当特定預金	33,619,500	5,345,800	18,101,800	20,863,500
活性化対策特定預金	19,000,000	20,000,000	6,500,000	32,500,000
小 計	52,619,500	25,345,800	24,601,800	53,363,500
合 計	232,619,500	25,345,800	24,601,800	233,363,500

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産 特定預金	180,000,000	( 0 )	(180,000,000)	—
小 計	180,000,000	( 0 )	(180,000,000)	—
特定資産				
退職給与引当特定預金	20,863,500	—	( 0 )	( 20,863,500 )
活性化対策特定預金	32,500,000	( 0 )	( 32,500,000 )	—
小 計	53,363,500	( 0 )	( 32,500,000 )	( 20,863,500 )
合 計	233,363,500	( 0 )	(212,500,000)	( 20,863,500 )

### 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	5,249,020	3,521,922	1,727,098
什器備品	3,089,660	2,902,924	186,736
合 計	8,338,680	6,424,846	1,913,834

## 財産目録

平成19年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
<b>I 資産の部</b>	
<b>1. 流動資産</b>	
現 金 預 金	[ 55,246,730 ]
現 金 手 許 有 高	79,082
当 座 預 金	( 0 )
りそな銀行 市ヶ谷支店	0
普 通 預 金	( 55,167,648 )
りそな銀行 市ヶ谷支店	24,000,270
みずほ銀行 九 段 支 店	30,162,675
三井住友銀行 新宿西口支店	982,264
三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店	22,439
振 替 貯 金	( 0 )
東京貯金事務センター	0
流動資産合計	55,246,730
<b>2. 固定資産</b>	
(1) 基本財産	
基 本 財 产 特 定 預 金	[ 180,000,000 ]
三井住友銀行 新宿西口支店(定期預金)	140,000,000
みずほ銀行 九 段 支 店(定期預金)	40,000,000
基本財産合計	180,000,000
(2) 特定資産	
退職給与引当特定期預金	[ 20,863,500 ]
三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店(普通預金)	20,863,500
活性化対策特定預金	[ 32,500,000 ]
みずほ銀行 九 段 支 店(普通預金)	32,500,000
特定資産合計	53,363,500
(3) その他固定資産	
建 物 附 屬 設 備	[ 1,727,098 ]
倉庫仮設工事一式他	1,727,098
什 器 備 品	[ 186,736 ]
ファクシミリ機他	186,736
敷 金	[ 77,250,000 ]
事務局賃借分(私学会館別館11階)	77,250,000
その他固定資産合計	79,163,834
固定資産合計	312,527,334
資産合計	367,774,064
<b>II 負債の部</b>	
<b>1. 流動負債</b>	
未 払 金	[ 18,792,553 ]
りそな銀行 市ヶ谷支店 3月分 パソコン端末使用料	10,500
りそな銀行 市ヶ谷支店 3月分 住民税 納入手数料	312
㈱イージェーワークス 3月分 サーバー・网吧代 使用料	12,885
千代田社会保険事務所 2月分 社会保険料	667,056
職員定年退職金	18,101,800
流動負債合計	18,792,553
<b>2. 固定負債</b>	
退職給与引当金	[ 20,863,500 ]
固定負債合計	20,863,500
負債合計	39,656,053
正味財産	328,118,011

## II. 収支計算書の部

### 収支計算書

平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	( 40,000 )	( 819,201 )	△ 779,201 )	
基本財産利息収入	40,000	819,201	△ 779,201	
入会金収入	( 600,000 )	( 750,000 )	△ 150,000 )	
入会金収入	600,000	750,000	△ 150,000	
会費収入	( 137,800,000 )	( 139,546,900 )	△ 1,746,900 )	
都道府県協会等会費収入	136,000,000	137,746,900	△ 1,746,900	2,625校
分野別専門部会費収入	1,800,000	1,800,000	0	200,000×9協会
雑収入	( 60,000 )	( 36,690 )	23,310 )	
受取利息収入	10,000	36,690	△ 26,690	
雑収入	50,000	0	50,000	
事業活動収入計	138,500,000	141,152,791	△ 2,652,791	
2. 事業活動支出				
会議運営費支出	( 20,700,000 )	( 20,357,271 )	342,729 )	会議旅費及び会議室料
総会運営費支出	1,800,000	1,060,986	739,014	定例1回
役員会運営費支出	6,100,000	6,689,314	△ 589,314	理事会・各県代表者会議等
委員会運営費支出	2,700,000	3,100,954	△ 400,954	
事務担当者会議費支出	1,300,000	1,249,472	50,528	
ブロック会議費支出	6,300,000	6,300,000	0	
出張旅費支出	2,500,000	1,956,545	543,455	ブロック会議役員出席等
振興対策費支出	( 3,500,000 )	( 4,158,789 )	△ 658,789 )	
会議費支出	500,000	321,141	178,859	
対策諸費用支出	3,000,000	3,837,648	△ 837,648	
広報活動費支出	( 7,300,000 )	( 6,439,018 )	860,982 )	
広報活動費支出	3,700,000	3,101,470	598,530	H P関係経費・広告掲載
広報発行費支出	3,600,000	3,337,548	262,452	4回発行
協会運営費支出	( 37,000,000 )	( 37,000,000 )	0 )	
協会運営費支出	37,000,000	37,000,000	0	課程別設置者別部会
職業教育の日推進費支出	( 6,500,000 )	( 5,059,003 )	1,440,997 )	
職業教育の日推進費支出	6,500,000	5,059,003	1,440,997	各協会へ寄付金交付他
管理費支出	( 85,870,000 )	( 83,740,139 )	2,129,861 )	
給料手当支出	44,000,000	42,784,861	1,215,139	職員8名分
退職金支出	18,200,000	18,101,800	98,200	職員1名 定年退職
法定福利費支出	6,000,000	5,858,470	141,530	
福利厚生費支出	900,000	804,388	95,612	
顧問料支出	2,300,000	2,162,400	137,600	
雑給支出	10,000	0	10,000	
交通通信費支出	1,300,000	1,328,510	△ 28,510	職員通勤費他
通信費支出	800,000	499,612	300,388	
新聞図書費支出	300,000	268,887	31,113	
印刷刷費支出	400,000	388,735	11,265	
消耗品費支出	600,000	552,875	47,125	
光熱水費支出	450,000	478,469	△ 28,469	私学会館11階 1/2
家賃支出	6,950,000	6,942,962	7,038	私学会館11階 1/2
公租公課支出	40,000	32,300	7,700	固定資産税
都道府県協会等交付金支出	2,720,000	2,754,938	△ 34,938	会費137,746,900×2%
雑支出し	900,000	780,932	119,068	清掃料・振込手数料他
事業活動支出計	160,870,000	156,754,220	4,115,780	
事業活動収支差額	△ 22,370,000	△ 15,601,429	△ 6,768,571	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 差	備 考
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	( 24,700,000 )	( 24,601,800 )	( 98,200 )	
退職給与特定預金取崩収入	18,200,000	18,101,800	98,200	職員1名 定年退職
活性化対策特定預金取崩収入	6,500,000	6,500,000	0	「職業教育の日」推進
投資活動収入計	24,700,000	24,601,800	98,200	
2. 投資活動支出				
特定預金支出	( 25,400,000 )	( 25,345,800 )	( 54,200 )	
退職給与引当特定預金支出	5,400,000	5,345,800	54,200	期末退職給与要支給額
活性化対策特定預金支出	20,000,000	20,000,000	0	
投資活動支出計	25,400,000	25,345,800	54,200	
投資活動収支差額	△ 700,000	△ 744,000	44,000	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>				
当期収支差額	( 2,000,000 )	—	( 2,000,000 )	
前期繰越収支差額	△ 25,070,000	△ 16,345,429	△ 8,724,571	
次期繰越収支差額	52,799,606	52,799,606	0	
	27,729,606	36,454,177	△ 8,724,571	

## 収支計算書に対する注記

### 1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、仮払金、未払金及び預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

### 2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	52,660,790	55,246,730
未 収 入 金	166,000	0
合 計 (1)	52,826,790	55,246,730
未 払 金	27,184	18,792,553
合 計 (2)	27,184	18,792,553
次期繰越収支差額 (1)-(2)	52,799,606	36,454,177

## 監査報告書

全国専修学校各種学校総連合会  
会長 中込三郎 殿

平成19年6月4日

全国専修学校各種学校総連合会

監事 斎藤力夫 印

監事 角田喜文 印

監事 細谷秋男 印

私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の監事として、会則第14条第5項に基づいて同総連合会の平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）における財務諸表及び収支計算書並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の財務諸表は公益法人会計基準に準拠しており、また、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月）に従っています。

以上により、私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の正味財産増減の状況並びに同会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは会則その他細則に違反する事実のないことを確認いたしました。

以上

## 第3号議案 平成19年度事業計画案

### 1. 運動方針

#### (1) 基本方針

昨年、制定後はじめて改正された教育基本法の「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」(第2条第2号)という文言により、職業教育の重要性が教育の目標の1つに規定されるとともに、新たに生涯学習社会の実現(第3条)も明記され、教育の基本的理念として確立された。今回の改正は、職業教育の中核的な機関としての専修学校及び各種学校の使命を教育基本法において明確に定めたものであり、また、幅広い年齢層を対象に職業教育の機会を提供する専修学校及び各種学校の果たすべき役割が一層重要となることを意味するものである。

戦後、我が国は6・3・3・4制の単線型学校体系を導入した後、昭和50年の専修学校制度の創設を含め様々な教育改革を行ってきた。今後、この新しい教育基本法の精神にのっとり、教育上の諸課題の抜本的な解決を図るために、関係法令の改正や教育振興基本計画の策定等が進められていくこととなる。

さらに、国民一人一人がその能力や持ち味を十分に発揮し、努力が報われる公正な社会の構築が国政の重要課題となっているなか、再チャレンジ支援という政策のもと、働き方、学び方、暮らし方が多様な複線型社会の実現が行動計画にあがっている。

しかし、いわゆる2007年問題として注目される大学全入時代にあって、各地で大学進学を目指す進路指導が一層熱をおびている。また、規制緩和の流れのもとで、国が大学に対する校地・校舎の自己所有要件の緩和措置を全国に展開することなど、現実は、決して公正とは言えない環境のなかで、専修学校及び各種学校は他の学校種との競争を強いられている。我々はこのような根本的かつ具体的な問題について、しっかりと精査、研究し、その解決を図っていかなければならない。

特に充実した職業生活をおくる上で、「何を学ぶか」あるいは「何を学んできたか」が一層問われる今の時代にあって、専修学校の学校としての位置づけが社会にしっかりと示され、その教育に対して適切な評価がなされるよう、専修学校を学校教育法の第1条に規定するなどの法律改正を実現していくかなければならない。また、大学を頂点とする「従来型の教育体系」と並び立つ「職業教育体系」を構築し、専修学校が培ってきた教育機能が十二分に発揮されるよう、文部科学省に対して具体的な振興策の実現を求めていかなければならない。

また、専修学校及び各種学校の学習者が1条校の学習者と同等の権利を付与され、専修学校及び各種学校での学習の機会が安定的に保障されるよう、長年の懸案である激甚法の適用をはじめとする制度上の格差是正を図っていくとともに、他方、公共職業能力開発施設との役割分担の明確化など、諸課題の解決にあたっていくこととしたい。

同時に、「職業教育の日」等を通じて専修学校及び各種学校の重要性、職業教育やキャリア教育の意義を広く社会に訴え、引き続き関係省庁や関係団体等との連携のもとで、専修学校及び各種学校が初等中等教育段階での職業観・勤労観の育成支援、若年者や社会人等のキャリア形成支援に積極的に対応できるように努めていくこととしたい。

なお、個々の専修学校及び各種学校においては、職業教育機関としての責任と自覚を

もって社会的使命を果たしていくため、積極的に自己点検・評価を行い、教育活動の質的な維持・向上を図るとともに、適切な方法により情報開示を行うことが重要である。

本連合会は、こうした運動の推進に必要な情報を的確かつ迅速に伝達するなどして、全国の専修学校及び各種学校の参加意識を高め、相互の強い結束を図るとともに、各都道府県協会等とも一層緊密な連携を保ちながら、関係者が一丸となった活動の展開に結びつけていくものである。

## （2）重点目標

### ①専修学校の1条校化に向けた制度設計の取りまとめと法律改正の実現

### ②専修学校及び各種学校の振興に向けた主要な諸施策の実現

- i 国等が策定する教育振興基本計画に、初等中等教育機関との職業教育を介した連携の促進をはじめ、抜本的な制度改革、学校運営や教育活動等に対する支援措置の充実など、専修学校及び各種学校の発展に資する具体的な振興策を明記することを求める
- ii 専修学校及び各種学校と他の学校種との職業教育をめぐる目的・役割の明確な区分、課程別独自の設置基準の制定など、専修学校及び各種学校の社会的理解を促進するための制度改革を実現する

### ③専修学校及び各種学校と他の学校種との格差の是正

- i 文部科学省と連携して学生生徒及び学校をめぐる制度的格差の検証を進めるとともに、個別の事例について早期に是正を図る
- ii 国による経常費助成の実現、施設設備整備助成の拡充を求める
- iii 地方交付税等を活用した地方自治体による助成措置の拡充を求める
- iv 税制における減免措置の対象範囲を拡大するとともに課税範囲拡大を阻止する
- v 国の議論の動向を注視しながら、学校種や公私の別にかかわらず学習者に公平に助成を行う「教育バウチャー制度」を研究する

### ④専修学校及び各種学校に対する激甚災害法の早期適用

### ⑤専修学校及び各種学校と他の学校種に対する認可の要件・取扱い等の相違点の研究

### ⑥職業教育の重要性等に対する対外的な啓発活動の推進

- i 会員校や都道府県協会等との連携協力のもと、「職業教育の日」等を通じて、職業教育に取り組む専修学校及び各種学校の制度的な仕組みや社会貢献の状況等を広く国民に訴える
- ii 国及び地方公共団体が実施する職業教育の施策について、専修学校及び各種学校を積極的に活用することを求め、初等中等教育段階における職業観・勤労観の醸成及びキャリア教育の推進を支援する

## ⑦専修学校及び各種学校に対する各省庁施策の充実

- i 文部科学省・中央教育審議会をはじめ、職業教育、キャリア教育及び人材育成等に関わる国の機関に積極的に対応する
- ii 専修学校及び各種学校が取り組む社会的要請の強い職業的自立支援の施策について、国に支援措置等の充実を求めていくとともに、新たにフリーターやニート、子育て中の女性、高齢者等の多様な層を対象とする再チャレンジ支援事業に積極的に協力する
- iii 職業能力開発事業における民間開放の促進、公共職業能力開発施設等に代表される官と民との役割分担の明確化を求める
- iv 生涯学習社会の実現に向けて国が検討している「学習成果の評価」及び「学習支援人材」の制度等を研究し、専修学校及び各種学校での学習成果が適切に評価されることを目指す
- v 無認可校との区分を明確にする施策を推進する

## ⑧専修学校及び各種学校の職業教育機能等の充実・向上及び社会的信頼の確保

- i 専修学校及び各種学校の教員資質の維持・向上、魅力のある学校づくりに向けた制度のあり方や具体的な取り組みを研究し、職業教育力の水準を高め、個性・特色ある教育を推進する
- ii 専修学校及び各種学校は、公共性を有する機関としての自覚を持ち、関係法令等を遵守するとともに、将来的な義務化を視野に入れて積極的に自己点検・評価に取り組み、学校運営や教育活動等の改善や向上を図る
- iii 専修学校及び各種学校における職業教育独自の外部評価の導入を研究する

## ⑨全国及び各都道府県協会等の組織強化と課程別設置者別部会の活性化

- i 公益法人改革への対応をはじめ、全専各連を構成する都道府県協会等の組織強化等にかかる方策を検討し、あわせて課程別設置者別部会の活性化を図る
- ii 専修学校及び各種学校の教育の向上及び健全な運営等に資するため、(財)専修学校教育振興会が行う各種事業への会員校の参加を促進する

## 2. 専修学校の1条校化運動の推進

1条校化推進本部を中心に次の活動を行い、1条校化の実現に向けた運動を推進する。

### (1) 制度検討関連

文部科学省との協議や調整、役員及び会員からの意見聴取を行いながら、制度化に当たっての論点となる

- 他の学校種との教育の目的の切り分け
- 課程や修業年限の設定の仕方
- 教員や施設設備の基準の内容
- 自己点検・評価などの1条校で義務化されている規定の取扱い
- 私立学校振興助成法などの関係法令の規定との調整

等について研究や検討を行い、専修学校の「1条校化の制度設計（1条校化の具体的な形態）」最終報告を取りまとめ、全会員に公表する。

その後、文部科学省に対して専修学校の1条校化にかかる協力者会議の設置を求め、取りまとめた最終報告の方針・内容等を中心に具体的制度のあり方について審議してもらい、中央教育審議会での審議調査の項目として提言されることを目指す。

## （2）制度啓発関連

「1条校化の制度設計」最終報告の取りまとめ前に、中間報告案を役員及び会員へ公表し、方針・内容等の考え方について情報提供を行うとともに、要望や意見等を聴取して最終報告の取りまとめにあたっての検討の参考とする。

最終報告の取りまとめの後、ブロックや都道府県協会の単位での会議等を通じて、個々の会員に対して制度設計の方針や内容等の周知を図るとともに、1条校化の実現に向けた活動への協力や支援を要請する。

また、最終報告の取りまとめの後、文部科学省での協力者会議の設置の予定を確認しながら、1条校化推進会議を開催し、最終報告の周知の状況や今後の活動のあり方について協議を行い、全国的な運動の盛り上げにつなげる。

## （3）渉外折衝関連

1条校化の実現に向けて専修学校等振興議員連盟の理解及び支援を受けるため、最終報告の取りまとめの後、文部科学省での協力者会議の設置の予定を確認しながら、個別に陳情活動を展開するとともに、振興大会を東京で開催する。振興大会当日は、1条校化の実現のほか、激甚法の早期適用、専修学校及び各種学校の振興に向けた具体的な施策の実現などを要望項目として掲げる。

全都道府県から出席を得るために、11月の都道府県協会等代表者会議または来年2月の理事会など、全専各連の主要会議の日程にあわせて計画するとともに、多くの会員が出席できる方策についても検討を行う。

また、都道府県議会議員に対する専修学校及び各種学校への理解を促進し、1条校化の機運を盛り上げるように、専修学校及び各種学校独自の議員連盟による活動、あるいは私立学校全体の議員連盟を通じた活動などについて情報収集を行い、都道府県協会等へ情報提供を行う。

## 3. 事業活動の推進に向けた専修学校等振興議員連盟とのより一層の連携

昨年12月に教育基本法が改正されたことを受けて、今後、国は教育振興基本計画の策定に向けて具体的な作業を進め、さらにその後に学校教育法の改正も予想される。

今後は、専修学校を学校教育法第1条に規定するよう関係法令の改正を実現し、現行制度における他の学校種との格差を解消しなければならない。

さらに、新しい教育基本法の教育の目標に、職業教育の重要性が謳われるにあたり、国会の審議において、専修学校及び各種学校は職業教育の中核的な教育機関であること、また、振興策を充実することが確認されていることから、重点目標②「専修学校及び各

種学校の振興に向けた主要な諸施策の実現」を教育振興基本計画に盛り込むことを求めることが重要となる。

過去の専修学校及び各種学校にかかる法整備、制度改革と同様、専修学校等振興議員連盟（会長：町村信孝衆議院議員・前外務大臣）からの支援を受けて積極的な活動を開くために、本連合会の総意として具体的な法改正等にあたっての考え方をまとめ、町村振興議連会長をはじめ振興議連加盟の国会議員の方々に、個別に陳情あるいは振興大会を開催して要望するなどの働きかけを行う。

その際には、激甚法をはじめとする制度的格差の是正、公共職業能力開発施設等との役割分担の明確化といった重点目標についても、振興議連へ要望することとしたい。

なお、具体的な方策は、1条校化推進本部にて取りまとめる予定である。

#### 4. 会議の開催

##### (1) 定例総会・理事会

平成18年6月の定例総会における会則改正により、定例総会の開催は年1回（6月）、2月の理事会は単独の開催となった。なお、平成19年度より2月の開催基準日の曜日を水曜日から木曜日に変更する。

原則として、開催基準日（定例総会・理事会：毎年6月第2番目の水曜日、理事会：毎年2月第4番目の木曜日）に従い、以下のとおり開催する。なお、6月の定例総会では出席者相互の情報交換、親睦を目的に会議終了後に全専協と合同で懇親会を開催する（提出議題は予定）。

＜第56回定例総会・第105回理事会（平成19年6月13日）＞

平成18年度事業報告

平成18年度収支決算報告

平成19年度事業計画案＜平成19年2月の理事会に原案提出＞

平成19年度収支予算案＜平成19年2月の理事会に原案提出＞

平成19年度第1次補正予算案

会則施行細則の一部改正（会則第52条の規定により理事会審議事項）

＜第106回理事会（平成20年2月28日）＞

平成20年度事業計画原案

平成20年度収支予算原案

##### (2) 常任理事会

定例総会・理事会及び理事会に提案する議題並びに事業進捗状況等に関連する議題を協議するため、年3回開催する。なお、第1回及び第3回常任理事会は定例総会・理事会の日程に合わせて開催する。

##### (3) 正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

#### **(4) 1条校化推進本部**

前年度に引き続き全専各連と全専協の合同で1条校化推進本部を組織する。

前掲「2. 専修学校の1条校化運動の推進」の活動を行うにあたり、上半期は最終報告の取りまとめを行うため、下半期は文部科学省・協力者会議の設置の実現及び審議等に対応するため、適宜、1条校化推進本部を開催するとともに、1条校化推進会議（構成は1条校化推進本部委員、都道府県協会等代表者及び課程別設置者別部会代表者）を年1回開催する。

また、1条校化の実現を主要要望事項とする振興大会を東京で開催する。

#### **(5) 都道府県協会等代表者会議**

本年度は開催基準日（毎年11月第4金曜日）が休日のため、前日の11月22日（木）に開催する。なお、出席者相互の情報交換、親睦を目的に会議終了後に懇親会を開催する。

#### **(6) 課程別設置者別部会代表者会議**

各課程別設置者別部会の活動を活性化すること等を目的に年1回開催する。

#### **(7) ブロック会議**

全国9ブロックにおいて以下のとおり開催する。

- 北海道ブロック : 平成19年 7月31日（火）～8月1日（水）函館市
- 東北ブロック : 平成19年 9月13日（木）～14日（金）秋田県
- 北関東信越ブロック : 平成19年 8月28日（火）茨城県
- 南関東ブロック : 平成19年10月19日（金）山梨県
- 中部ブロック : 平成19年 8月23日（木）～24日（金）三重県
- 近畿ブロック : 平成19年 7月19日（木）京都府
- 中国ブロック : 平成19年 7月12日（木）山口県
- 四国ブロック : 平成19年 8月 2日（木）～3日（金）徳島県
- 九州ブロック : 平成19年 7月27日（金）～28日（土）福岡県

#### **(8) 事務担当者会議**

事業計画や個々の事業の諸手続を説明するとともに、都道府県協会等の共通の課題等について意見交換することを目的に、専教振と共に4月19日、東京都・アルカディア市ヶ谷で開催する。

### **5. 各委員会活動方針**

#### **(1) 総務委員会**

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文部科学省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討

- 総会及び理事会並びに式典に関する事項
  - 広報及び会員校に関する事項
- などを主な業務とする。
- 基本方針や重点目標等に掲げた専修学校及び各種学校振興のための推進策や課題の解決策等について、文部科学省等と協議しながら取りまとめていくとともに、次のような小委員会を組織化し、個々の具体的な活動を推進する。
- 文部科学省担当
- 専修学校及び各種学校に関する中央教育審議会生涯学習分科会、大学分科会等の審議事項等について対応する。特に、専修学校及び各種学校と他の学校種に対する認可の要件・取扱い等の相違点を精査し、対応を検討する。また、専修学校及び各種学校の職業教育機能が国の施策に十分反映されるように、委託事業等の充実を求めていく。
- 厚生労働省担当
- 若者の自立・挑戦支援及び社会人教育推進等のための施策について、効果的な推進方策を研究し厚生労働省と調整する。また、都道府県立を含めた公共職業能力開発施設について、文部科学省・厚生労働省と協議を行い、役割分担の徹底を図る。
- 格差是正担当
- 課程別設置者別部会と連携しながら、学生生徒または学校に対する制度的・財政的かつ具体的な格差を精査して、その是正のための研究を行うとともに、関係方面への是正要望につなげていく。また、専門学校と大学・短大、高等専修学校と高等学校との格差をはじめ課程別設置者別の学種固有の格差についても、課程別設置者別部会の協議・活動の報告を受けながら、全専各連の活動として対応する。
- 「職業教育の日」担当
- 「7月11日 職業教育の日」制定に係る事業全般を所管するため、総務委員会と全専協の総務運営委員会のもとに「職業教育の日」実行委員会を組織し、平成19年度の諸事業を検討、企画運営する。特に、平成20年度以降の都道府県協会等に対する寄附金の支出については全面的な見直しを行い、新たな支援のあり方について検討を行う。
- 自己点検・評価担当
- 専教振と連携し、自己点検・評価の普及啓発に向けて、様式等の研究や研修の実施等を検討する。また、外部評価制度の導入についても検討を行う。
- 広報担当
- 「職業教育の日」の普及・浸透を所管する「職業教育の日」実行委員会との連携により、ホームページ及び会報やパンフレットといった専修学校及び各種学校の広報に必要な事業のあり方を検討し、適切な方法で広報を展開する。また、都道府県協会等とも連携しながら、「職業教育ネット」による専修学校及び各種学校の教育実践等の周知に努める。
- 激甚法担当
- 1条校化の運動と歩調を合わせながら、激甚法が専修学校及び各種学校に早期適用を受けられるよう必要な活動を行う。

## (2) 財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

- 予算及び決算に関する事項
- 会費に関する事項
- 財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な業務内容とする。

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認するとともに、各委員会の計画案を聴取するなどして、科目ごとに適切に金額を配分するよう予算原案の立案を行う。

特に、組織委員会と連携しながら、引き続き組織と会費の将来的な方向性について検討を行う。

## (3) 組織委員会

本委員会は、会の組織に係る全般を所管し、

- 組織の活性化に関する協議・提言事項
- 組織見直しに伴う会則改正に関する事項
- 会員校の確定に関する事項

などを主な業務内容とする。

会の目的を達成し、各事業を迅速かつ円滑に進めていく上で、組織の強化や活性化に資するため、会議の構成やブロックの位置づけ等に係るあり方について方針を検討する。

また、財務委員会と連携しながら、引き続き組織と会費の将来的な方向性について検討を行うとともに、会議等で指摘を受けた規定上の課題等を精査、検討して、必要に応じて会則等の改正案の取りまとめを行う。

## 6. 「職業教育の日」の推進

「職業教育の日」の社会的認知度向上のため「職業教育の日」実行委員会を中心に、以下の諸事業を行う。

### (1) 「職業教育の日」推進のための広報活動

「職業教育の日」を全国的に普及させるためのプロモーショングッズを製作して、都道府県協会等及び関係方面に配布する。また、岡山県で11月2日から開催される「第19回全国生涯学習フェスティバル」においては、ブースへの出展を行い、広く一般への普及を図る。

### (2) 都道府県「職業教育の日記念事業」に対する寄附金の支出

「職業教育の日」普及のために都道府県協会等が主催する記念事業に対して、寄附金を支出するための支出要綱を作成し、全国的な記念事業の実施を呼びかける。

都道府県協会等に支払われる寄附金は、提出された申請書をもとに実行委員会が審査を行い、採択された事業に対して最大で事業経費全体の1/2（上限20万円）までを支出する。

なお、寄附金の交付については、①各都道府県における事業実績、②財源上の限界、

③文科省予算の活用の促進等の理由により、平成19年度をもって終了する。

## 7. 広報活動の一層の推進

### (1) 広報全専各連による情報提供

専修学校及び各種学校をめぐる動向や本連合会の活動状況等をまとめた「広報全専各連」を年4回発行し、会員校等に配布する。

### (2) 第19回全国生涯学習フェスティバルへの参加

平成19年11月2日～6日の5日間、文部科学省主催による第19回全国生涯学習フェスティバルが、岡山県・岡山市の桃太郎アリーナを中心とした岡山県総合グラウンドをメイン会場として開催される。

本連合会としても、生涯学習見本市においてブースの出展によるパネル展示等を中心に例年どおり参加する。

### (3) ホームページを活用した広報活動の推進

#### ①職業教育ネット (<http://www.shokugyoukyouiku.net/>)

30周年記念行事事業の一環として平成17年12月にオープンした「職業教育ネット」を通じて、i 職業教育への社会的認知度を高めるとともに、ii ブログを活用した校種を問わない人的交流、iii 職業教育に関する研究・成功事例のデータベース化を図る。

#### ②全専各連ホームページ (<http://www.zensenkaku.gr.jp/index.shtml>)

当ホームページは、全専各連会員校に対する「予定日程の公表」、「活動の報告」、「行政情報等の提供」を主たる目的としている。平成19年度は、「予定日程の迅速な掲載」、「画面の操作利便性の向上」等を行い、内容のさらなる充実を図り運用を継続する。

## 8. 課程別設置者別部会活動方針

### (1) 全国学校法人立専門学校協会

#### ①基本理念

昨年、我が国の教育の理念を定めた教育基本法が改正され、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」(第2条第2号)という文言により、教育として取り組むべき目標の1つに職業教育の重要性が規定された。これにより、学校から職業生活への円滑な移行を目指し、高等教育段階において職業教育の中核的な役割を名実ともに担ってきた専門学校の教育が、教育基本法において明確に位置づけられたと言える。

また、専門士、大学編入学資格の付与に始まり、高度専門士、大学院入学資格の付与に至るまで、専門学校の多様性や柔軟性を活かした高等教育システムの整備が図られ、大学を頂点とする従来型の教育体系と専門学校を中心とする職業教育体系という、本格的な複線化を迎える礎が築かれている。各教育段階において職業教育のあり方が注目さ

れるなか、専門学校の教育機能がいかに發揮されるか、真価が問われる時代の到来と言えよう。

しかしながら、我が国の教育の実態を俯瞰すると、新規高卒者の持続的な減少のなか、2007年以降の大学全入時代、本来ならば高等教育全体のあり方が問われるべき大転換期を迎えていたにもかかわらず、団塊世代の大量引退に備えた就職状況の改善も手伝って、大学への入学を当然視するような進路指導に偏重している。他方、高等教育全体として職業人養成を目指す教育が展開され、専門学校と大学の教育の特色や個性が曖昧となり、さらに国は大学設置において校地・校舎の自己所有要件を大幅に緩和することとしている。このような専門学校を取り巻く重要な諸問題について調査研究を行い、解決を図ることが緊要な課題である。

特に専門学校の学校としての位置づけを明確にするためには、専門士及び高度専門士の称号を付与される専門学校を学校教育法の第1条に規定するなどの関係法令の改正を実現しなければならない。同時に、職業教育体系を構築し、高等教育全体の総合力を高めるために、専門学校と大学等との教育の目的や役割等を明確に区分し、それに則して個々の専門学校や大学が独自の職業的な教育機能を発揮するといった、高等教育機関全体のあり方を含め、専門学校に対する具体的な振興策が教育振興基本計画等に記述されることを、強く文部科学省に求めていかなければならない。

また、社会の要請に基づく職業人養成はもちろんのこと、中高年層の離転職者の再就職支援、あるいは若年層のニートやフリーターの雇用対策など、専門学校が国民各層の職業的自立を促すために蓄積してきた人材育成のあり方や実績を、広く正確かつ積極的に情報発信し、専門学校教育が他の高等教育機関との対比において社会から正当に評価されるようにしていくかねばならない。

さらに、今後とも専門学校が社会の負託に応えて職業教育を展開するために、国や地方公共団体に対して、公的な財政支援の措置や拡充、公共職業能力開発施設との役割分担の明確化など、諸課題の解決を要請していくこととしたい。

なお、このような運動を進めるにあたり、専門学校が国民から信頼される職業教育機関であり続けるため、個々の専門学校が自助努力を怠ってはならない。専門学校は自ら学校運営や教育活動等を点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の維持・向上を図り、今後とも社会を支える有為な人材を養成していく必要がある。また、適切な方法により情報開示を進め、専門学校における外部評価の仕組みの確立を目指していくことが重要である。

## ②基本方針・活動方針

i 学校法人立専門学校の1条校化に向けた制度設計を取りまとめ、法律改正を実現する  
職業教育体系を構築し、専門学校と他の高等教育機関との格差を是正するため、専門士、高度専門士の称号を付与できる専門学校を学校として位置づける制度的な仕組み等を検討し、学校教育法第1条に規定するなどの関係法令の改正を実現する

ii 高等職業教育機関である専門学校の振興に向けた主要な諸施策を実現する

2-1. 国が策定する教育振興基本計画のうち、教育の活性化に向けた改革や留学生受け入

れの支援策など、高等教育全般にかかる項目について、専門学校教育の充実・向上に資する具体的な振興策を明記することを求める

- 2-2. 文部科学省・大学分科会等に積極的に関わり、専門学校を含めた各高等教育機関の教育の目的・役割分担を明確に区分し、具体的なグランドデザインの取りまとめを実現する
- 2-3. 専門学校独自の設置基準の制定や4年制専門学校における「専門大学」の名称使用など、社会的理解を促進する制度改革の実現を目指す

### **iii 専門学校と他の高等教育機関との格差是正を図る**

- 3-1. 文部科学省と連携して、制度面及び経済支援面における専門学校卒業者と大学・短期大学卒業者との格差等を検証し、個別の事例について是正を図る
- 3-2. 専門学校留学生制度の大学等との格差の是正を図る
- 3-3. 専門学校への経常費補助の実現及び施設設備整備助成の拡充を求める
- 3-4. 専門学校への地方交付税を活用した地方自治体による助成措置の拡充を求める
- 3-5. 高等教育を受ける者に対する公平・平等な助成制度の実現に向けて、「教育バウチャー制度」等の導入を研究する

### **iv 専門学校と大学等に対する認可の要件・取扱い等の相違点を研究する**

規制改革により大学等の設置審査の基準等が大幅に緩和されていることを踏まえ、現行制度上の専門学校と大学等の認可の要件・取扱いの内容等を精査し、相違点等を研究した上で、必要な対応策を講ずる。

### **v 専門学校の制度及び職業教育の実績に対する啓発活動を推進する**

「職業教育の日」等を通じて、専門学校の職業教育力の実績と今後の使命を広く国民に訴え、専門学校、専門士及び高度専門士に対する理解を促進させる

### **vi 専門学校を活用した各省庁施策の充実を求め、職業教育機能を積極的に発揮する**

- 6-1. 文部科学省・生涯学習分科会等に積極的に関与し、生涯学習社会の実現に向けた学習活動を促進する施策において、専門学校での学習成果が適切に評価されることを目指す
- 6-2. フリーターの常用雇用化、ニートの職業的自立、子育て中の女性の再就職、退職した団塊世代の活躍など、文部科学省・厚生労働省及びその他省庁の再チャレンジ支援事業等について、専門学校の職業教育機能を積極的に活用する
- 6-3. 雇用・能力開発機構及び地方公共団体が設置する公共職業能力開発施設等について官と民との役割分担を明確にし、民間開放による専門学校への外部委託の促進を求める
- 6-4. 初等中等教育段階の職業観・勤労観の涵養やキャリア教育の支援、また、社会人等の実践的な学び直しなど、社会的要請が高い施策について、国に一層の支援措置を求めながら各事業に積極的に協力する

vii 外部評価を含めた自己点検・評価等の推進により教員の資質向上、職業教育力の充実を図る

- 7-1. 多様かつ高度な実践的専門職業教育の要請に応えるため、各専門学校独自の取り組み、専門学校相互並びに他の教育機関との連携や産学連携・交流などを通じて、教員の資質向上や教育内容の高度化を図る
- 7-2. 我が国の高等教育における専門学校の重責と社会の負託に応えるため、関係法令等を遵守するとともに、引き続き自己点検・評価を積極的に推進する
- 7-3. 高等教育機関として学習者や社会からの信頼を保持するため、専門学校における外部評価のあり方を研究し、組織的な評価の仕組みの確立を目指す
- 7-4. 「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」及び「専門学校における留学生の入学及び在籍管理に関するガイドライン」の遵守を徹底し、適正な管理・運営のもとで留学生の受け入れや指導を行う

(2) 全国高等専修学校協会

①基本方針

教育基本法が平成18年12月22日改正・施行され、それに関連する法律、政令及び省令の改正が順次行われることが必然と考えられる。昭和51年の学校教育法の改正によって制度が確立した高等専修学校にとって、次の改正は、現行制度における高等学校との格差を一気に解消し、専修学校（高等課程・専門課程）を中心とする職業教育体系を構築する絶好の機会と言える。

さらに社会的認知度を上げるチャンスとなるよう、具体的な要望活動を展開するとともに、全専各連の課程別設置者別部会組織として、専門課程とは異なる、後期中等教育機関としての独自の要望を、一連の改正への働きかけの中で加味されるよう運動していく必要がある。これまで問題として取り上げられた、“格差”解消と、高等専修学校が発展を遂げるため、各会員校が一致団結して取り組むことが肝要であると考える。

②活動方針

i 高等専修学校の振興に向けた法整備の実現

- 1 条款化運動の推進（全専各連 方針に準拠）

ii 高等専修学校と高等学校との格差是正

- 2-1. 経常費助成措置
- 2-2. 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付への加入
- 2-3. 公私連絡協議会への参加

iii 組織力の強化

- 3-1. 会員校への協会運営についての周知・協力の要請
- 3-2. 体育大会等の協会主催催し物への参加要請

iv 調査・統計資料の収集

- 4-1. 高等専修学校の実態把握に関する事項
- 4-2. 技能連携等の実態把握に関する事項

v 高等専修学校のPR・認知度のアップ

- 5-1. 母校訪問の全国展開

- 5-2. 高等専修学校展の普及
- 5-3. 職業体験講座の積極的普及活動
- 5-4. 協会ホームページ・メール通信の充実

#### **vi 高等専修学校の個性化の推進**

- 6-1. 高等学校との差別化及び高等専修学校の個性化に関する研究の推進及び周知
- 6-2. 「専修学校教育重点支援プラン」の1つである「高等課程の個性化の推進」を積極的に活用するよう会員校へ呼びかけ、その成果を普及する。

#### **vii 生徒表彰**

- 成績優秀生徒及び部活動等における優秀者への表彰

#### **viii 無認可校（サポート校）及び技能連携施設問題への対応**

- 8-1. 行政への働きかけ
- 8-2. 募集時期等の諸問題の調査研究

### **(3) 全国個人立専修学校協会**

#### **活動方針**

##### **①個人立専修学校の円滑な承継**

- i 生前の設置者変更に関する研究ならびに推進
  - 平成18年度に実施したアンケート調査結果を基に、生前の設置者変更を行った学校へのヒアリングの結果をとりまとめ、研修会等を開催する。
- ii 相続税の繰り延べ納税等についての研究
  - 平成18年度に引き続き、相続税の繰り延べ納税等について研究する。

##### **②固定資産税の減免**

- i 固定資産税減免の完全実施の推進
- ii 固定資産税減免運動の推進に係る方策の普及

##### **③1条校化推進運動への対応**

- i 個人立専修学校協会としての考え方
  - 全専各連の一員としての役割を果たす
- ii 学校法人化の要件緩和に係る対応

### **(4) 全国各種学校協会**

#### **運動方針**

##### **①国民に分かりやすい学校制度の確立（各種学校制度の改革）**

改正教育基本法においては、新たに『生涯学習の理念』が謳われ、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。

この生涯学習の理念を実現するためには、専修学校一般課程と各種学校を活用する必要がある。

専修学校一般課程は、入学資格に制限がないという制度上の特色を活かして、誰でも自由に職業上・生活上必要な専門的知識・技術等を学べる課程であり、生涯学習の観点

から最も発展が期待される課程である。一般課程がより一層地域の住民や職業人の多様な学習ニーズに対応して学習機会を提供していくことを促進するためには、一般課程の名称を生涯学習課程と明確に改め、基準については専修学校設置基準をより柔軟にした各種学校規程と同じ基準にする必要がある。

生涯学習社会を推進するため、専修学校一般課程を明確な専修学校生涯学習課程に名称変更して位置づけ、多くの各種学校が専修学校生涯学習課程に移行することが可能となるよう、基準については各種学校規程とする学校教育法の改正が必要である。

## ②学習歴評価機構の創設を研究する

平成10年、専門士の称号を付与された者に大学編入資格が与えられた事は、教育制度の実質的複線化であった。そして平成16年度大学入学試験から、各種学校である外国人学校等の卒業者にも受験資格が与えられたことは、複々線化である。

平成15年改正された学校教育法施行規則には、各大学や専修学校専門課程の入学資格に「個別の入学資格審査」条項が追加され、「専修学校や各種学校等における学習歴」「社会における実務経験や取得した資格」などに基づいて、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めることができることとなった。このことは、学歴社会から学習歴社会に移行する画期的な改革である。

しかし、学習歴の評価において明確な基準がなく、個別の入学資格審査は運用において恣意的になる恐れがある。

学習した個人の申告を最大限に尊重し、「学習歴認定証（仮称）」を交付する機関を創設することは極めて有効であり、学習意欲の向上にも繋がることが期待できる。現在、生涯学習が推進され、各地の都道府県市町村民カレッジが単位認定（認証）を行っている。それらの単位も含めて評価すれば、更なる生涯学習の振興も期待される。家庭教育はもとより、学校教育、社会教育および勤労による教育（学習）の総合的な融合を図ることが人格形成に寄与することになる。

## ③教育バウチャー制度の導入運動

前述したとおり、大学受験資格の改革は、学歴社会から学習歴社会に移行する画期的な改革である。人間を偏差値で序列する時代は終わった。人間の「生きる力」は偏差値と無関係であることを国民は認めなければならない。

1条校とそこに在籍する学生・生徒のみが、国の特別な援助（補助金および奨学金）を受ける理由や権利は消滅したと言っても良い。

そのことから従来の機関補助の思想を改め、学びたい人に等しく援助する社会実現のために最も効果的な制度は「教育バウチャー制度」であると確信する。

現在、世界の先進国でも「教育バウチャー制度」が試験導入されつつあり、国内でも導入を検討すべきであるとする意見が、関連する審議会においても出されている。「学びを選ぶ権利」は国民にあり、学校は「選ばれる場」に向かって、教育環境の整備と充実に努めることが期待される。

今こそ、この「教育バウチャー制度」の研究と導入について運動するときと判断する。

## ④制度的格差の是正

- i 各種学校生に対する独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与
- ii 通学定期に関する調査と格差のは是正

iii 各種学校規程の見直し（専修学校では届出事項が、各種学校では認可事項になっている。）

iv その他の振興対策活動

#### ⑤広報活動の推進

#### ⑥会議の開催

### 9. 分野別専門部会活動方針概要

#### （1）全国工業専門学校協会

電卓・ポケコン技能検定試験

年2回実施する。実施級は、プログラム級、1級、2級、3級。

第36回 平成19年6月24日（日）

第37回 平成19年11月25日（日）

#### （2）全国語学ビジネス観光教育協会

例年通り「観光英語検定試験」を実施するとともに、書籍等の発行及びPR活動に努める。また、教員研修会及び全国専門学校英語スピーチコンテストを開催する。

①第19回観光英語検定試験

平成19年10月28日（日）：1級1次及び2・3級（全国各会場）

平成19年12月9日（日）：1級2次（札幌・東京・大阪：予定）

②第25回全国専門学校英語スピーチコンテスト

平成19年12月3日（月）に東京にて開催予定

③第1回国際日本検定：10月14日（日）実施予定

#### （3）全国服飾学校協会

①ブロック・ファッショントレーニング研修会

②繊維ファッショントランクル・アンド・エキシビション（東京）

③全国服飾学校「ファッショントランクル・アンド・エキシビション」開催（東京）

④「ファッショントランクル・アンド・エキシビション」開催（東京）

#### （4）特定非営利活動法人全国美術デザイン専門学校教育振興会

美術・デザイン分野の専門学校のさらなる発展を目指し、ADECのこれからの方針についてより協議を深めて、参加会員校にとっても魅力ある事業を展開する。NPO法人化に伴い、学校・企業に関わらず多くの正会員・賛助会員を募っていく。

①第19回「全日本高校デザイン・イラスト展」の開催

作品応募期間：平成19年8月20日～9月4日

巡回展示：平成19年10月～平成20年2月まで全国各地区で開催予定

実行委員長校：北海道芸術デザイン専門学校

②「ADECメンバーズブック」の刊行

会員校及びADEC事業（全日本高校デザイン・イラスト展、色彩士検定、AD

E C 教員研修) を紹介する会員機関誌の刊行。また、会員校・学生作品・A D E C 事業をホームページでも紹介する。

③研修委員会

会員校の相互交流と教育内容のさらなる充実を目指し、研修会を開催する。

④事業委員会

色彩士検定（文部科学省後援）の実施

第22回色彩士検定試験：平成19年9月9日（日）1級実技・3級

第23回色彩士検定試験：平成20年1月20日（日）1級理論・2級・3級

事業開発

色彩士検定素養（4級レベル）クラスの試験実施計画と遂行

#### （5）全国予備学校協議会

18歳人口の減少、社会、経済の変化等による教育環境の変化への的確な対応を図り、全専各連の分野別専門部会としての活動を通じて、学校教育制度の一環としての教養基礎教育を担う予備学校の教育と経営の充実向上に努める。

①予備学校の教育と経営の充実向上を図るための調査研究

- ・学校運営状況についての調査
- ・学校教材の著作権の取り扱いについての調査

②予備学校の教育と経営に関する研修会の開催

③広報活動（ホームページ・全予協案内等）

④大学入試センター試験説明協議会への参加

⑤社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士国家試験運営協力

#### （6）全国専門学校情報教育協会

情報系専門学校及び情報機器を活用するすべての専門学校を対象に、例年のとおり以下の事業を実施する。

①情報教育に関する調査・研究事業の実施

②情報教育教員研修会、セミナーの実施

③インターネットを活用した情報の提供

④第16回全国専門学校ロボット競技会の開催

⑤ビジネスプロデュースコンペティションの開催

⑥情報モラル試験（仮称）実施に関する調査・研究

⑦本会の法人化に関する検討

#### （7）全国経理教育協会

①基本方針

平成19年度事業運営は、前年度に掲げた、組織・検定・財務の「3つの改革」の実効をあげてゆく。また、文部科学省指導のもと、公益法人としてのスリムで機能的な組織をめざし、定款変更とあわせ可能なものから実施し、着実にその成果をあげてゆく。

②検定試験

9月から「秘書能力検定試験」から「社会常識能力検定試験」へ名称変更して実施するとともに、既存検定の見直し、新検定を開発・研究する。

③研修会

教職員研修会、経営者研修会を実施する。

④全国簿記電卓競技大会

本年度も9月に実施する。

**(8) 全国珠算学校連盟**

①第27回全日本珠算技能競技大会

平成19年7月29日（日）～30日（月） 愛知・名鉄犬山ホテル

②第37回全国珠算学校集合研修会

平成19年8月18日（金）～19日（土） 兵庫・ウェスティンホテル淡路

**(9) 全国専門学校日語教育協会**

平成19年度の事業計画案は、6月実施の総会にて決定するが、各委員会にて下記の事業を展開する予定。

①総務委員会

- ・常設事務局態勢の確立
- ・専門学校の留学生受入れの関連部門との協力での受入れ政策・対策協議
- ・新規会員校の獲得

②教育研究委員会

- ・第20回 全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の開催
- ・会員校の教育交流、教員研修の推進

③学生対策委員会、国際交流委員会の共同事業

- ・日本留学フェアの参加と海外教育機関の視察、交流の実施（参加国未定）
- ・入国審査についての情報共有と対策協議
- ・外国人労働者の受け入れについて専門学校が果たす役割の研究事業の推進

④国際交流委員会

- ・国際交流セミナーの開催

**※ 平成19年度 年間主要会議日程**

（平成19年）

4月19日（木）事務担当者会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

6月13日（水）全専各連定例総会（東京都・東京ガーデンパレス）

6月14日（木）全国学校法人立専門学校協会定例総会（東京都・東京ガーデンパレス）

6月18日（月）全国個人立専修学校協会定例総会（東京都・アルカディア市ヶ谷）

6月19日（火）全国高等専修学校協会定例総会（東京都・中野サンプラザ）

6月27日（水）全国各種学校協会定例総会（東京都・アルカディア市ヶ谷）  
7月12日（木）中国ブロック会議（山口県山口市・山口グランドホテル）  
7月19日（木）近畿ブロック会議（京都府京都市・ウェスティン都ホテル京都）  
7月27日（金）～28日（土）  
　　九州ブロック会議（福岡県福岡市・ホテルセントラーザ博多）  
7月31日（火）～8月1日（水）  
　　北海道ブロック会議（北海道函館市・函館国際ホテル）  
8月2日（木）～3日（金）  
　　四国ブロック会議（徳島県徳島市・ホテルグランドパレス徳島）  
8月23日（木）～24日（金）  
　　中部ブロック会議（三重県四日市市・四日市都ホテル）  
8月28日（火）北関東信越ブロック会議（茨城県水戸市・ホテルレイクビュー水戸）  
9月13日（木）～14日（金）  
　　東北ブロック会議（秋田県秋田市・秋田ビューホテル）  
10月19日（金）南関東ブロック会議（山梨県甲府市・ベルクラシック甲府）  
11月2日（金）～6日（火）  
　　第19回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア岡山」（岡山県・岡山県総合グラウンド他）  
11月22日（木）都道府県協会等代表者会議（東京都）  
(平成20年)  
2月28日（木）全専各連理事会（東京都）  
2月29日（金）全国学校法人立専門学校協会理事会（東京都）

第4号議案 平成19年度収支予算案

収支予算書(案)

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	( 950,000 )	( 40,000 )	( 910,000 )	
基本財産利息収入	950,000	40,000	910,000	運用方法の検討・見直し
入会金収入	( 600,000 )	( 600,000 )	( 0 )	
入会金収入	600,000	600,000	0	
会費収入	( 133,800,000 )	( 137,800,000 )	( △ 4,000,000 )	
都道府県協会等会費収入	132,000,000	136,000,000	△ 4,000,000	18年度実績額より4%減額
分野別専門部会費収入	1,800,000	1,800,000	0	200,000×9部会
雑収入	( 80,000 )	( 60,000 )	( 20,000 )	
受取利息収入	30,000	10,000	20,000	
雑収入	50,000	50,000	0	
事業活動収入計	135,430,000	138,500,000	△ 3,070,000	
2. 事業活動支出				
会議運営費支出	( 23,100,000 )	( 20,700,000 )	( 2,400,000 )	会議旅費及び会議室料
総会運営費支出	1,600,000	1,800,000	△ 200,000	定例1回
役員会運営費支出	8,600,000	6,100,000	2,500,000	理事会・1条校化会議等
委員会運営費支出	2,800,000	2,700,000	100,000	
事務担当者会議費支出	1,300,000	1,300,000	0	
ブロック会議費支出	6,300,000	6,300,000	0	
出張旅費支出	2,500,000	2,500,000	0	ブロック会議役員出席等
振興対策費支出	( 5,000,000 )	( 3,500,000 )	( 1,500,000 )	
会議費支出	500,000	500,000	0	
対策諸費用支出	4,500,000	3,000,000	1,500,000	振興大会等
広報活動費支出	( 7,300,000 )	( 7,300,000 )	( 0 )	
広報活動費支出	3,700,000	3,700,000	0	HP関係経費・広告掲載
広報発行費支出	3,600,000	3,600,000	0	年4回発行
協会運営費支出	( 37,500,000 )	( 37,000,000 )	( 500,000 )	
協会運営費支出	37,500,000	37,000,000	500,000	課程別設置者別部会
職業教育の日推進費支出	( 5,500,000 )	( 6,500,000 )	( △ 1,000,000 )	
職業教育の日推進費支出	5,500,000	6,500,000	△ 1,000,000	各県協会寄付金他
管理費支出	( 64,840,000 )	( 85,870,000 )	( △ 21,030,000 )	
給料手当支出	41,500,000	44,000,000	△ 2,500,000	職員8名分
退職金支出	10,000	18,200,000	△ 18,190,000	
法定福利費支出	5,700,000	6,000,000	△ 300,000	
福利厚生費支出	900,000	900,000	0	
顧問料支出	2,300,000	2,300,000	0	
雜給支出	10,000	10,000	0	
交通通信費支出	1,500,000	1,300,000	200,000	職員通勤費他
新規開拓費支出	600,000	800,000	△ 200,000	
印刷費支出	300,000	300,000	0	
消耗品費支出	400,000	400,000	0	
消耗品費支出	600,000	600,000	0	
光熱水費支出	500,000	450,000	50,000	私学会館11階 1/2
家賃支出	6,950,000	6,950,000	0	私学会館11階 1/2
公租公課支出	30,000	40,000	△ 10,000	固定資産税
都道府県協会等交付金支出	2,640,000	2,720,000	△ 80,000	会費132,000,000×2%
雜支支出	900,000	900,000	0	
事業活動支出計	143,240,000	160,870,000	△ 17,630,000	
事業活動収支差額	△ 7,810,000	△ 22,370,000	14,560,000	

(単位：円)

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	備 考
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特 定 預 金 取 崩 収 入	( 10,000,000 )	( 24,700,000 )	( △ 14,700,000 )	
退職給与特定預金取崩収入	0	18,200,000	△ 18,200,000	
活性化対策特定預金取崩収入	10,000,000	6,500,000	3,500,000	「職業教育の日」推進他
投資活動収入計	10,000,000	24,700,000	△ 14,700,000	
2. 投資活動支出				
特 定 預 金 支 出	( 2,400,000 )	( 25,400,000 )	( △ 23,000,000 )	
退職給与引当特定預金支出	2,400,000	5,400,000	△ 3,000,000	期末退職給与要支給額
活性化対策特定預金支出	0	20,000,000	△ 20,000,000	
固 定 資 産 取 得 支 出	( 500,000 )	( 0 )	( 500,000 )	
什 器 備 品 購 入 支 出	500,000	0	500,000	事務局 応接セット
投資活動支出計	2,900,000	25,400,000	△ 22,500,000	
投資活動収支差額	7,100,000	△ 700,000	7,800,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	( 2,000,000 )	( 2,000,000 )	( 0 )	
前期繰越収支差額	△ 2,710,000	△ 25,070,000	22,360,000	
次期繰越収支差額	27,729,606	52,799,606	△ 25,070,000	
	25,019,606	27,729,606	△ 2,710,000	

第5号議案 平成19年度第1次補正予算案

第1次補正予算書(案)

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
基本財産運用収入	( 950,000 )	0	950,000
基本財産利息収入	950,000	0	950,000
入会金収入	( 600,000 )	0	600,000
入会金収入	600,000	0	600,000
会費収入	( 133,800,000 )	0	133,800,000
都道府県協会等会費収入	132,000,000	0	132,000,000
分野別専門部会費収入	1,800,000	0	1,800,000
雜 収 入	( 80,000 )	0	80,000
受取利息収入	30,000	0	30,000
雜 収 入	50,000	0	50,000
<b>事業活動収入計</b>	<b>135,430,000</b>	<b>0</b>	<b>135,430,000</b>
<b>2. 事業活動支出</b>			
会議運営費支出	( 23,100,000 )	0	23,100,000
総会運営費支出	1,600,000	0	1,600,000
役員会運営費支出	8,600,000	0	8,600,000
委員会運営費支出	2,800,000	0	2,800,000
事務担当者会議費支出	1,300,000	0	1,300,000
ブロック会議費支出	6,300,000	0	6,300,000
出張旅費支出	2,500,000	0	2,500,000
振興対策費支出	( 5,000,000 )	0	5,000,000
会議費支出	500,000	0	500,000
対策諸費用支出	4,500,000	0	4,500,000
広報活動費支出	( 7,300,000 )	0	7,300,000
広報活動費支出	3,700,000	0	3,700,000
広報発行費支出	3,600,000	0	3,600,000
協会運営費支出	( 37,500,000 )	0	37,500,000
協会運営費支出	37,500,000	0	37,500,000
職業教育の日推進費支出	( 5,500,000 )	0	5,500,000
職業教育の日推進費支出	5,500,000	0	5,500,000
管理費支出	( 64,840,000 )	0	64,840,000
給料手当支出	41,500,000	0	41,500,000
退職金支出	10,000	0	10,000
法定福利費支出	5,700,000	0	5,700,000
福利厚生費支出	900,000	0	900,000
顧問料支出	2,300,000	0	2,300,000
雜給支出	10,000	0	10,000
交通通費支出	1,500,000	0	1,500,000
通信費支出	600,000	0	600,000
新聞図書費支出	300,000	0	300,000
印刷費支出	400,000	0	400,000
消耗品費支出	600,000	0	600,000
光熱水費支出	500,000	0	500,000
家賃支出	6,950,000	0	6,950,000
公租公課支出	30,000	0	30,000
都道府県協会等交付金支出	2,640,000	0	2,640,000
雜 支 出	900,000	0	900,000
<b>事業活動支出計</b>	<b>143,240,000</b>	<b>0</b>	<b>143,240,000</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>△ 7,810,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 7,810,000</b>

(単位：円)

科 目	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額
<b>II 投資活動収支の部</b>			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	( 10,000,000 )	( 0 )	( 10,000,000 )
活性化対策特定預金取崩収入	10,000,000	0	10,000,000
投資活動収入計	10,000,000	0	10,000,000
2. 投資活動支出			
特定預金支出	( 2,400,000 )	( 0 )	( 2,400,000 )
退職給与引当特定預金支出	2,400,000	0	2,400,000
固定資産取得支出	( 500,000 )	( 0 )	( 500,000 )
什器備品購入支出	500,000	0	500,000
投資活動支出計	2,900,000	0	2,900,000
投資活動収支差額	7,100,000	0	7,100,000
<b>III 財務活動収支の部</b>			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
<b>IV 予備費支出</b>			
当期収支差額	( 2,000,000 )	( 0 )	( 2,000,000 )
前期繰越収支差額	△ 2,710,000	0	△ 2,710,000
次期繰越収支差額	27,729,606	8,724,571	36,454,177
	25,019,606	8,724,571	33,744,177

## 第6号議案 会則施行細則の一部改正

以下の会則施行細則の一部改正について審議願いたい。

なお、本議案は会則第52条の規定により、理事会審議事項とする。

### ・ 分野別専門部会の承認の基準等にかかる会則施行細則の一部改正

#### 【提案に至る経緯・趣旨】

組織委員会（以下「委員会」）は、全専各連の組織活性化を図るうえで、積極的に分野別専門部会を設置し、校種ごとのきめ細かな対応を図っていく必要があると考え、検討を行ってきた。

しかし、現行の会則施行細則第13条の②「当該校種別団体に所属する会員の数がこの会の当該校種別の会員総数の過半数以上であること」は、事実上、新しく分野別専門部会を設置するには、ハードルの高い規定となっており、現実的には以下の問題点が指摘された。

①分野別専門部会の「校種」については、専修学校等の分野・学科により区分することとなっているが、実態として職業教育の分野や学科の業際化が進み、明確な区分が困難となっていること

②分野・学科区分による全専各連会員校の教育内容の正確な把握が現実的に困難であること

③上記①、②により、「当該校種別の会員総数の過半数」の母数の算出が困難であること

現状の問題点を鑑み、分野別専門部会の目的と設置の必要性を明確化することにより、組織活性化に資するため、分野別専門部会の承認の基準等に関する会則施行細則の改正案について委員会で協議を行った。

#### 【会則施行細則の一部改正案】

改 正 案	現 行
<p>【改正案の内容】</p> <p>委員会は、会則施行細則第13条の①の規定（全専各連会員校で構成されていること）を前提として、第13条の②について、以下の点にもとづき改正案をとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○全専各連の校種別協議機関として、理事10名以上の推薦を得ること</li><li>○当該校種別団体の安定した活動実績として、当該校種別団体の会則に定める役員任期について、1期以上を経過していること</li><li>○団体の主な目的に、当該校種における専修学校各種学校教育の振興が謳われていること</li><li>○全専各連の校種別協議機関としての役割において、既存の分野別専門部会と一致もしくは重複しないこと</li><li>○入会において、専修学校各種学校に対して広く門戸を開放していること</li></ul> <p>（分野別専門部会の承認の基準等）</p> <p>会則施行細則 第13条</p> <p>この会は、原則として次の各号の基準を満たす校種別団体を会則第38条に定める分野別専門部会（以下、「分野別専門部会」という。）として承認し、当該分野別専門部会の活動を支援するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①当該校種別団体の会員がこの会の会員であること</li><li>②当該校種別団体が、分野別専門部会になろうとするときには、全専各連理事10名以上の推薦を得ること</li><li>③当該校種別団体の活動実績として、当該校種別団体の会則に定める役員任期について、1期以上を経過していること</li><li>④当該校種別団体が、当該校種における専修学校各種学校教育の振興を主な目的とすること</li><li>⑤当該校種別団体の設立趣旨、目的及び事業等（以下「目的等」という）が、現に設置された分野別専門部会の目的等と一致若しくは重複しないこと</li><li>⑥入会において専修学校各種学校に対して広く門戸を開放していること</li></ul>	<p>【会則における「分野別専門部会の設置」について】</p> <p>会則</p> <p>第38条 専修学校及び各種学校の地位の向上のため、校種別の協議機関が必要と認められる場合は、この会に分野別専門部会を設置することができる。</p> <p>2 分野別専門部会の設置に当たっては、分野別専門部会を設置しようとする者の代表者は、設置趣旨、規約、経費負担額を示す事業収支計画等を添えて会長に届け出で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 既に存する校種別団体が、この会の分野別専門部会になろうとするときも、前項の規定に準じる。</p> <p>（分野別専門部会の承認の基準等）</p> <p>会則施行細則 第13条</p> <p>この会は、原則として次の各号の基準を満たす校種別団体を会則第38条に定める分野別専門部会（以下、「分野別専門部会」という。）として承認し、当該分野別専門部会の活動を支援するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①当該校種別団体の会員がこの会の会員であること</li><li>②当該校種別団体に所属する会員の数がこの会の当該校種別の会員総数の過半数以上であること</li></ul>